



JASDAQ

平成 17 年 5 月 27 日

各 位

会 社 名 株式会社リクルートコスモス
代表者名 代表取締役社長 重田 里志
(JASDAQ コード 8844)
問合せ先 常務取締役管理本部長 町田 公志
(TEL. 03-5440-4010)

第三者割当による新株式（普通株式）発行及び、第三者割当による新株式（普通株式・優先株式）並びに新株予約権の有利発行に関するお知らせ

当社は、平成 17 年 5 月 27 日開催の取締役会において、「第三者割当てによる新株式（普通株式）の発行」に関して下記のとおり決議いたしました。また、「第三者割当てによる新株式（普通株式・優先株式）及び新株予約権の有利発行」に関し、平成 17 年 6 月 29 日開催予定の当社定時株主総会により承認されることを条件に、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。また、当社株式の無償譲受けに関しても併せてお知らせいたします。

記

．第三者割当による新株式（普通株式）の発行

1．新株式発行要領

(1) 発行新株式数	普通株式	36,526,000 株
(2) 発行価額	1 株につき	金 380 円
(3) 発行価額の総額		13,879,880,000 円
(4) 資本組入額	1 株につき	金 190 円
(5) 資本組入額の総額		6,939,940,000 円
(6) 申込日	平成 17 年 6 月 29 日（水）	
(7) 払込期日	平成 17 年 6 月 29 日（水）	
(8) 新株券交付日	平成 17 年 6 月 30 日（木）	
(9) 配当起算日	平成 17 年 4 月 1 日（金）	
(10) 割当先及び割当株式数	株式会社リクルート	36,526,000 株
(11) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。		

．当社株式の無償譲受け

当社は、上記 ．のとおり株式会社リクルートを引き受け先とする約 139 億円の第三者割当による普通株式の発行を決議いたしました。また、株式会社リクルートより、今回お引き受けいただく当社株式と同社・株式会社リクルートメディアコミュニケーションズ・株式会社リクルートエイブリックの三者が現在保有する当社株式と併せた全株式（54,220 千株）を当社へ無償譲渡いただく予定であります。（譲受け期日は、平成 17 年 6 月 30 日を予定しております。）

・第三者割当による新株式（普通株式）の有利発行

2. 新株式発行要領

(1) 発行新株式数	普通株式	64,285,000 株
(2) 発行価額	1 株につき	金 140 円
(3) 発行価額の総額		8,999,900,000 円
(4) 資本組入額	1 株につき	金 70 円
(5) 資本組入額の総額		4,499,950,000 円
(6) 申込期間	平成 17 年 6 月 30 日（木）	
(7) 払込期日	平成 17 年 6 月 30 日（木）	
(8) 新株券交付日	平成 17 年 7 月 1 日（金）	
(9) 配当起算日	平成 17 年 4 月 1 日（金）	
(10) 割当先及び割当株式数		
	Unison Capital Partners II (F), L.P.	34,368,000 株
	Unison Capital Partners II, L.P.	26,345,000 株
	UC Astro Investor, L.P.	3,572,000 株
	合計	64,285,000 株

- (11) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とし、また平成 17 年 6 月 29 日開催予定の当社定時株主総会において、定款変更及び株主以外の者に対して特に有利な価額をもって新株式（普通株式）を発行する特別決議議案が承認されることを条件とする。

・第三者割当による新株式（優先株式）の有利発行

【第三者割当による優先株式発行総額】

内 訳	金額
株式会社リクルートコスモス第 1 回 A 種優先株式	115 億円
株式会社リクルートコスモス第 1 回 B 種優先株式	101 億円
株式会社リクルートコスモス第 1 回 C 種優先株式	40 億円
総 額	256 億円

【第 1 回 A 種優先株式発行要項】

- 種類株式の名称
株式会社リクルートコスモス第 1 回 A 種優先株式
(以下「第 1 回 A 種優先株式」という。)
- 発行新株式数
11,500,000 株
- 発行価額
1 株につき 1,000 円
- 発行価額の総額
11,500,000,000 円
- 発行価額中資本に組み入れない額
1 株につき 500 円
- 資本組入額の総額
5,750,000,000 円

7. 申込期日
平成 17 年 6 月 30 日
8. 払込期日
平成 17 年 6 月 30 日
9. 配当起算日
平成 17 年 6 月 30 日

10. 発行方法

第三者割当の方法により、下記の者に以下の通り割り当てる。

東京海上日動火災保険株式会社	4,500,000 株
株式会社あおぞら銀行	4,000,000 株
中央三井プライベートエクイティ第一号投資事業組合	1,500,000 株
マスマチュール生命保険株式会社	400,000 株
メリルリンチ日本証券株式会社	100,000 株
AIG エジソン生命保険株式会社	500,000 株
エイアイジー・スター生命保険株式会社	500,000 株

11. 優先配当金

(1) 第 1 回 A 種優先配当金

当社は、利益配当を行うときは、第 1 回 A 種優先株式を有する株主（以下「第 1 回 A 種優先株主」という。）又は第 1 回 A 種優先株式の登録質権者（以下「第 1 回 A 種優先登録質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）及び普通株式の登録質権者（以下「普通登録質権者」という。）に先立ち、かつ下記 19.(1)の定める支払順位に従い、第 1 回 A 種優先株式 1 株につき下記(2)に定める額の利益配当金（以下「第 1 回 A 種優先配当金」という。）を支払う。但し、当該営業年度において下記(3)に定める金額の優先中間配当金（以下「第 1 回 A 種優先中間配当金」という。）を支払ったときは、当該第 1 回 A 種優先中間配当金を控除した額とし、これに優先して支払われる第 1 回 A 種累積未払配当金は控除しないものとする。

(2) 第 1 回 A 種優先配当金の額

第 1 回 A 種優先配当金の額は、第 1 回 A 種優先株式の発行価額（1,000 円）に、それぞれの営業年度毎に 8.0%を乗じて算出した額とする。

(3) 第 1 回 A 種優先中間配当金

当社は、中間配当を行うときは、第 1 回 A 種優先株主又は第 1 回 A 種優先登録質権者に対し、普通株主及び普通登録質権者に先立ち、かつ下記 19.(2)の定める支払順位に従い、上記(2)に定める額の 2 分の 1 を限度（かかる限度額からは、これに優先して支払われる第 1 回 A 種累積未払配当金は控除しない。）として、取締役会の決議で定める第 1 回 A 種優先中間配当金を支払うものとする。

(4) 累積条項

ある営業年度において第 1 回 A 種優先株主又は第 1 回 A 種優先登録質権者に対して支払う 1 株当たり利益配当金（中間配当金を含む。）の額が上記(2)に定める第 1 回 A 種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積するものとする（以下「第 1 回 A 種累積未払配当金」という。）。第 1 回 A 種累積未払配当金は、翌営業年度以降、下記 19.(3)の定める支払順位に従い、全ての種類の株主に対する利益配当金に先立って支払われるものとする。

(5) 非参加条項

第 1 回 A 種優先株主又は第 1 回 A 種優先登録質権者に対しては、第 1 回 A 種優先配当金を超えて配当は行わない。

12. 残余財産の分配

当社の残余財産の分配をするときは、第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録質権者に対し、普通株主及び普通登録質権者に先立ち、かつ下記19.(4)の定める支払順位に従い、第1回A種優先株式1株につき第1回A種優先株式の発行価額(1,000円)に第1回A種累積未払配当金相当額及び1株につき残余財産の分配日の属する営業年度における第1回A種優先配当金の額を残余財産の分配日の属する営業年度の初日から残余財産の分配日までの日数(初日及び分配日を含む。)で日割り計算した額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)を加えた金額を支払う。但し、当該営業年度において第1回A種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額を支払うものとする。

第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

13. 株主との合意による取得

当社は、全てのB種優先株式及びC種優先株式が転換、償還又は当社に取得されるまでの間、第1回A種優先株主との合意により当該第1回A種優先株式を有償で取得することはできない。また、当社は、法令に定めある場合を除き、全てのA種優先株式が転換、償還又は当社に取得されるまでの間、普通株主との合意により普通株式を有償で取得することはできない。なお、当社が第1回A種優先株式を有償で取得する場合において、第1回A種優先株式以外の株式の株主は、当社に対して自己の保有する第1回A種優先株式以外の株式の取得を求められない。

14. 強制償還

当社は、全てのB種優先株式及びC種優先株式が転換、償還又は当社に取得された後は、いつでも第1回A種優先株主の意思にかかわらず第1回A種優先株式の全部又は一部を償還することができる。一部償還の場合は、抽選、各A種優先株主の保有するA種優先株式の数に応じた按分比例その他の方法により行う。償還価額は、1株につき下記に定める金額に、第1回A種累積未払配当金相当額及び償還日の属する営業年度における第1回A種優先配当金の額を償還日の属する営業年度の初日から償還日(初日及び償還日を含む。)までの日数で日割り計算した額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)を加算した額とする。但し、当該営業年度において第1回A種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した金額とする。

平成18年6月29日まで 1,030円(発行価額の103%)

平成19年6月29日まで 1,020円(発行価額の102%)

平成20年6月29日まで 1,010円(発行価額の101%)

平成20年6月30日以降 1,000円

15. 議決権

第1回A種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

16. 株式の併合又は分割、新株引受権等の付与

当社は、法令に定める場合を除き、第1回A種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。

当社は、第1回A種優先株主には、新株引受権又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

17. 普通株式への転換予約権

第1回A種優先株主は、下記(1)の定める転換を請求し得べき期間中、下記(2)の定める転換の条件で、第1回A種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。

(1) 転換を請求し得べき期間

平成27年6月30日以降の毎月10日(当該日が営業日でない場合は翌営業日)とする。

(2) 転換の条件

第1回A種優先株式は、1株につき下記(イ)乃至(ロ)に定める転換価額により、当社の普通株式に転換することができる。

(イ) 当初転換価額

374円30銭

(ロ) 転換価額の修正

転換価額は、平成27年6月30日以後、毎月8日(当該日が営業日でない場合は翌営業日)(以下「転換価額修正日」という。)に、各転換価額修正日に先立つ45取引日(以下「取引日」というときは終値(気配表示を含む。)のない日を除く。)目に始まる30取引日(以下それぞれ「時価算定期間」という。)の上場証券取引所(但し、当社の普通株式にかかる株券の上場する証券取引所が複数の場合は、当該期間における当社普通株式の出来高、値付率等を考慮して最も適切と判断される主たる証券取引所をいう。以下同じ。)における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値の90%に相当する金額に修正される(修正後転換価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、上記の時価算定期間内に、下記(ハ)で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、下記(ハ)に準じて取締役会の決議により客観的に合理的な値に調整される。)。但し、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額の70%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下「下限転換価額」という。但し、下記(ハ)により調整される。)を下回る場合には下限転換価額をもって修正後転換価額とする。

(ハ) 転換価額の調整

転換価額は、第1回A種優先株式の発行日以降、下記に掲げる各事由により、次の算式(以下「転換価額調整式」という。)に従って調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たりの発行・処分価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

転換価額調整式により第1回A種優先株式の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(i) 下記(ii)に定める時価を下回る発行価額又は処分価額をもって普通株式を新たに発行又は当社の有する当社の普通株式を処分する場合(但し、当社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権の転換又は行使による場合及び平成17年6月30日(予定)のUnison Capital Partners II, L.P.、Unison Capital Partners II (F), L.P.及びUC Astro Investor, L.P.に対する当社普通株式の発行を除く。)

調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降、又は募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

(ii) 株式の分割により普通株式を発行する場合。

調整後の転換価額は、株式の分割のための割当期日の翌日以降これを適用する。但し、株主総会における決議を条件として株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための割当期日とする場合には、調整後の転換価額は、当該決議をした株主総会の終結の日

の翌日以降、これを適用する。

なお、上記但し書において、株式の分割のための割当期日の翌日から当該株主総会の終結の日までに転換をなした者に対しては、次の算出方法により、当社の普通株式を新たに発行する。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}}{\text{調整後転換価額}} \times \text{当該期間内に発行された株式数}$$

この場合に、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (iii) 転換又は権利行使により発行される普通株式1株当たりの発行価額が、下記(ii)に定める時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行する場合(但し、平成17年6月30日(予定)の当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権の発行を除く。)

調整後の転換価額は、発行される証券又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の全てが当初の転換価額で転換され又は当初の行使価額で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権が無償にて発行される場合は発行日)の翌日以降これを適用する。但し、その証券の募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

- (iv) 当社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債であって、転換価額又は行使価額が発行日に決定されておらず発行日以降の一定の日(以下「価額決定日」という。)の時価を基準として決定されるものを発行した場合において、決定された転換価額又は権利行使により発行される普通株式1株当たりの発行価額が下記(ii)に定める時価を下回る場合。

調整後の転換価額は、当該価額決定日の時点で残存する証券又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の全てが転換され又は行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

当社は、上記に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会の決議により客観的に合理的な転換価額の調整を行うものとする。

- (i) 株式の併合、資本の減少、会社分割、又は合併等のために転換価額の調整を必要とするとき。
- (ii) その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- (iii) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整は行わない。但し、この差額相当額は、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生した場合に算出される調整後の転換価額にそのつど算入する。

- (i) 転換価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(ii) 転換価額調整式に使用する時価は、調整後転換価額を適用する日（但し、上記 (ii)但し書きの場合には株主割当日）に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の上場証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値とし、その計算は円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。

(iii) 転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、また、転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、割当期日がある場合はその日、又は割当期日がない場合は調整後転換価額を適用する日の 1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。

(c) 転換により発行すべき普通株式数

第 1 回 A 種優先株式の転換により発行すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{第 1 回 A 種優先株主が転換請求のために提出した第 1 回 A 種優先株式の発行価額の総額} + \text{当該転換請求された第 1 回 A 種優先株式の第 1 回 A 種累積未払配当金の総額}}{\text{転換価額}}$$

転換により発行すべき普通株式数の算出にあたって、1 株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(ホ) 転換請求受付場所

東京都千代田区丸の内 1-4-3

UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部

(ハ) 転換の効力発生

転換の効力は、転換請求書及び第 1 回 A 種優先株式の株券が上記(ホ)に記載する転換請求受付場所に到着した時に発生する。但し、第 1 回 A 種優先株式の株券が発行されないときは、株券の提出を要しない。

18. 期中転換があった場合の取扱い

第 1 回 A 種優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金又は中間配当金は、転換の請求が 4 月 1 日から 9 月 30 日までになされたときには 4 月 1 日に、10 月 1 日から翌年 3 月 31 日までになされたときは 10 月 1 日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

19. 優先順位

- (1) A 種優先配当金、B 種優先配当金及び C 種優先配当金の支払順位は、B 種優先配当金を第 1 順位とし、A 種優先配当金及び C 種優先配当金を第 2 順位（それらの間では同順位）とする。
- (2) A 種優先中間配当金、B 種優先中間配当金及び C 種優先中間配当金の支払順位は、B 種優先中間配当金を第 1 順位とし、A 種優先中間配当金及び C 種優先中間配当金を第 2 順位（それらの間では同順位）とする。
- (3) A 種累積未払配当金、B 種累積未払配当金及び C 種累積未払配当金の支払順位は、B 種累積未払配当金を第 1 順位とし、A 種累積未払配当金及び C 種累積未払配当金を第 2 順位（それらの間では同順位）とする。
- (4) A 種優先株式、B 種優先株式及び C 種優先株式に対する残余財産の分配の支払順位は、B 種優先株式にかかる残余財産の分配の支払を第 1 順位とし、A 種優先株式及び C 種優先株式にかかる残余財産の分配の支払を第 2 順位（それらの間では同順位）とする。

20. 上記各項のほか、第1回A種優先株式発行要項は各種の法令に基づく必要手続の効力発生を要件とする。

【第1回B種優先株式発行要項】

1. 種類株式の名称
株式会社リクルートコスモス第1回B種優先株式
(以下「第1回B種優先株式」という。)
2. 発行新株式数
10,100,000株
3. 発行価額
1株につき1,000円
4. 発行価額の総額
10,100,000,000円
5. 発行価額中資本に組み入れない額
1株につき500円
6. 資本組入額の総額
5,050,000,000円
7. 申込期日
平成17年6月30日
8. 払込期日
平成17年6月30日
9. 配当起算日
平成17年6月30日
10. 発行方法
第三者割当の方法により、下記の者に以下の通り割り当てる。

株式会社東京スター銀行	3,500,000株
中央三井プライベートエクイティパートナーズ 投資事業有限責任組合	2,000,000株
オリックス株式会社	1,500,000株
株式会社あおぞら銀行	1,000,000株
中央三井プライベートエクイティ第一号投資事業組合	1,000,000株
メリルリンチ日本証券株式会社	400,000株
AIG エジソン生命保険株式会社	350,000株
エイアイジー・スター生命保険株式会社	350,000株
11. 優先配当金
 - (1) 第1回B種優先配当金
当社は、利益配当を行うときは、第1回B種優先株式を有する株主(以下「第1回B種優先株主」という。)又は第1回B種優先株式の登録質権者(以下「第1回B種優先登録質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)及び普通株式の登録質権者(以下「普通登録質権者」という。)に先立ち、

かつ下記 19.(1)の定める支払順位に従い、第 1 回 B 種優先株式 1 株につき下記(2)に定める額の利益配当金(以下「第 1 回 B 種優先配当金」という。)を支払う。但し、当該営業年度において下記(3)に定める金額の優先中間配当金(以下「第 1 回 B 種優先中間配当金」という。)を支払ったときは、当該第 1 回 B 種優先中間配当金を控除した額とし、これに優先して支払われる第 1 回 B 種累積未払配当金は控除しないものとする。

(2) 第 1 回 B 種優先配当金の額

第 1 回 B 種優先配当金の額は、第 1 回 B 種優先株式の発行価額(1,000 円)に、それぞれの営業年度毎に 4.0%を乗じて算出した額とする。

(3) 第 1 回 B 種優先中間配当金

当社は、中間配当を行うときは、第 1 回 B 種優先株主又は第 1 回 B 種優先登録質権者に対し、普通株主及び普通登録質権者に先立ち、かつ下記 19.(2)の定める支払順位に従い、上記(2)に定める額の 2 分の 1 を限度(かかる限度額からは、これに優先して支払われる第 1 回 B 種累積未払配当金は控除しない。)として、取締役会の決議で定める第 1 回 B 種優先中間配当金を支払うものとする。

(4) 累積条項

ある営業年度において第 1 回 B 種優先株主又は第 1 回 B 種優先登録質権者に対して支払う 1 株当たり利益配当金(中間配当金を含む。)の額が上記(2)に定める第 1 回 B 種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積するものとする(以下「第 1 回 B 種累積未払配当金」という。)。第 1 回 B 種累積未払配当金は、翌営業年度以降、下記 19.(3)の定める支払順位に従い、全ての種類の株主に対する利益配当金に先立って支払われるものとする。

(5) 非参加条項

第 1 回 B 種優先株主又は第 1 回 B 種優先登録質権者に対しては、第 1 回 B 種優先配当金を超えて配当は行わない。

12. 残余財産の分配

当社の残余財産の分配をするときは、第 1 回 B 種優先株主又は第 1 回 B 種優先登録質権者に対し、普通株主及び普通登録質権者に先立ち、かつ下記 19.(4)の定める支払順位に従い、第 1 回 B 種優先株式 1 株につき第 1 回 B 種優先株式の発行価額(1,000 円)に第 1 回 B 種累積未払配当金相当額及び 1 株につき残余財産の分配日の属する営業年度における第 1 回 B 種優先配当金の額を残余財産の分配日の属する営業年度の初日から残余財産の分配日までの日数(初日及び分配日を含む。)で日割り計算した額(円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。)を加えた金額を支払う。但し、当該営業年度において第 1 回 B 種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額を支払うものとする。

第 1 回 B 種優先株主又は第 1 回 B 種優先登録質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

13. 株主との合意による取得

当社は、全ての C 種優先株式が転換、償還又は当社に取得されるまでの間、第 1 回 B 種優先株主との合意により当該第 1 回 B 種優先株式を有償で取得することはできない。また、当社は、法令に定めある場合を除き、全ての B 種優先株式が転換、償還又は当社に取得されるまでの間、普通株主との合意により普通株式を有償で取得することはできない。なお、当社が第 1 回 B 種優先株式を有償で取得する場合において、第 1 回 B 種優先株式以外の株式の株主は、当社に対して自己の保有する第 1 回 B 種優先株式以外の株式の取得を求められない。

14. 強制償還

当社は、全ての C 種優先株式が転換、償還又は当社に取得された後は、いつでも第 1 回 B 種優先株主の意思にかかわらず第 1 回 B 種優先株式の全部又は一部を償還することができる。一部償還の場合は、抽選、各 B 種優先株主の保有する B 種優先株式の数に応じた

按分比例その他の方法により行う。償還価額は、1株につき下記に定める金額に、第1回B種累積未払配当金相当額及び償還日の属する営業年度における第1回B種優先配当金の額を償還日の属する営業年度の初日から償還日までの日数（初日及び償還日を含む。）で日割り計算した額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）を加算した額とする。但し、当該営業年度において第1回B種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した金額とする。

平成18年6月29日まで	1,030円（発行価額の103%）
平成19年6月29日まで	1,020円（発行価額の102%）
平成20年6月29日まで	1,010円（発行価額の101%）
平成20年6月30日以降	1,000円

15. 議決権

第1回B種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

16. 株式の併合又は分割、新株引受権等の付与

当社は、法令に定める場合を除き、第1回B種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。

当社は、第1回B種優先株主には、新株引受権又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

17. 普通株式への転換予約権

第1回B種優先株主は、下記(1)の定める転換を請求し得べき期間中、下記(2)の定める転換の条件で、第1回B種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。

(1) 転換を請求し得べき期間

平成24年6月30日以降の毎月10日（当該日が営業日でない場合は翌営業日）とする。

(2) 転換の条件

第1回B種優先株式は、1株につき下記(イ)乃至(ロ)に定める転換価額により、当社の普通株式に転換することができる。

(イ) 当初転換価額

374円30銭

(ロ) 転換価額の修正

転換価額は、平成24年6月30日以後、毎月8日（当該日が営業日でない場合は翌営業日）（以下「転換価額修正日」という。）に、各転換価額修正日に先立つ45取引日（以下「取引日」というときは終値（気配表示を含む。）のない日を除く。）目に始まる30取引日（以下それぞれ「時価算定期間」という。）の上場証券取引所（但し、当社の普通株式にかかる株券の上場する証券取引所が複数の場合は、当該期間における当社普通株式の出来高、値付率等を考慮して最も適切と判断される主たる証券取引所をいう。以下同じ。）における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値の90%に相当する金額に修正される（修正後転換価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、上記の時価算定期間内に、下記(ハ)で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、下記(ハ)に準じて取締役会の決議により客観的に合理的な値に調整される。）。但し、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額の70%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下「下限転換価額」という。但し、下記(ハ)により調整される。）を下回る場合には下限転換価額をもって修正後転換価額とする。

(ハ) 転換価額の調整

転換価額は、第1回B種優先株式の発行日以降、下記 に掲げる各事由により、次の算式（以下「転換価額調整式」という。）に従って調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たりの発行・処分価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

転換価額調整式により第1回B種優先株式の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(i) 下記 (ii)に定める時価を下回る発行価額又は処分価額をもって普通株式を新たに発行又は当社の有する当社の普通株式を処分する場合（但し、当社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権の転換又は行使による場合及び平成17年6月30日（予定）の Unison Capital Partners II, L.P.、Unison Capital Partners II (F), L.P.及び UC Astro Investor, L.P.に対する当社普通株式の発行を除く。）調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降、又は募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

(ii) 株式の分割により普通株式を発行する場合。

調整後の転換価額は、株式の分割のための割当期日の翌日以降これを適用する。但し、株主総会における決議を条件として株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための割当期日とする場合には、調整後の転換価額は、当該決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。

なお、上記但し書において、株式の分割のための割当期日の翌日から当該株主総会の終結の日までに転換をなした者に対しては、次の算出方法により、当社の普通株式を新たに発行する。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前転換価額} \times \text{当該期間内に発行された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(iii) 転換又は権利行使により発行される普通株式1株当たりの発行価額が、下記 (ii)に定める時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行する場合（但し、平成17年6月30日（予定）の当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権の発行を除く。）

調整後の転換価額は、発行される証券又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の全てが当初の転換価額で転換され又は当初の行使価額で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権が無償にて発行される場合は発行日）の翌日以降これを適用する。但し、その証券の募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(iv) 当社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債であって、転換価額又は行使価額が発行日に決定されておらず発行日以降の一定の日（以下「価額決定日」という。）の時価を基準として決定されるものを発行した場合において、決定された転換価額又は権利行使により発行される普通株式1株当たりの発行価額が下記 (ii)に定める時価を下回る場合。

調整後の転換価額は、当該価額決定日の時点で残存する証券又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の全てが転換され又は行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

当社は、上記 に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会の決議により客観的に合理的な転換価額の調整を行うものとする。

- (i) 株式の併合、資本の減少、会社分割、又は合併等のために転換価額の調整を必要とするとき。
- (ii) その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- (iii) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整は行わない。但し、この差額相当額は、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生した場合に算出される調整後の転換価額にそのつど算入する。

- (i) 転換価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (ii) 転換価額調整式に使用する時価は、調整後転換価額を適用する日（但し、上記 (ii)但し書の場合には株主割当日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の上場証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (iii) 転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、また、転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、割当期日がある場合はその日、又は割当期日がない場合は調整後転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。

(2) 転換により発行すべき普通株式数

第1回B種優先株式の転換により発行すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{第1回B種優先株主が転換請求のために提出した第1回B種優先株式の発行価額の総額} + \text{当該転換請求された第1回B種優先株式の第1回B種累積未払配当金の総額}}{\text{転換価額}}$$

転換により発行すべき普通株式数の算出にあたって、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(ホ) 転換請求受付場所

東京都千代田区丸の内1-4-3
UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

(ハ) 転換の効力発生

転換の効力は、転換請求書及び第1回B種優先株式の株券が上記(ホ)に記載する転換請求受付場所に到着した時に発生する。但し、第1回B種優先株式の株券が発行されないときは、株券の提出を要しない。

18. 期中転換があった場合の取扱い
第1回B種優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金又は中間配当金は、転換の請求が4月1日から9月30日までになされたときには4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。
19. 優先順位
- (1) A種優先配当金、B種優先配当金及びC種優先配当金の支払順位は、B種優先配当金を第1順位とし、A種優先配当金及びC種優先配当金を第2順位(それらの間では同順位)とする。
 - (2) A種優先中間配当金、B種優先中間配当金及びC種優先中間配当金の支払順位は、B種優先中間配当金を第1順位とし、A種優先中間配当金及びC種優先中間配当金を第2順位(それらの間では同順位)とする。
 - (3) A種累積未払配当金、B種累積未払配当金及びC種累積未払配当金の支払順位は、B種累積未払配当金を第1順位とし、A種累積未払配当金及びC種累積未払配当金を第2順位(それらの間では同順位)とする。
 - (4) A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式に対する残余財産の分配の支払順位は、B種優先株式にかかる残余財産の分配の支払を第1順位とし、A種優先株式及びC種優先株式にかかる残余財産の分配の支払を第2順位(それらの間では同順位)とする。
20. 上記各項のほか、第1回B種優先株式発行要項は各種の法令に基づく必要手続の効力発生を要件とする。

【第1回C種優先株式発行要項】

1. 種類株式の名称
株式会社リクルートコスモス第1回C種優先株式
(以下「第1回C種優先株式」という。)
2. 発行新株式数
4,000,000株
3. 発行価額
1株につき1,000円
4. 発行価額の総額
4,000,000,000円
5. 発行価額中資本に組み入れない額
1株につき500円
6. 資本組入額の総額
2,000,000,000円
7. 申込期日
平成17年6月30日
8. 払込期日
平成17年6月30日

9. 配当起算日

平成 17 年 6 月 30 日

10. 発行方法

第三者割当の方法により、下記の者に以下の通り割り当てる。

中央三井プライベートエクイティパートナーズ 投資事業有限責任組合	2,000,000 株
株式会社あおぞら銀行	500,000 株
オリックス株式会社	500,000 株
東京海上日動火災保険株式会社	500,000 株
中央三井プライベートエクイティ第一号投資事業組合	500,000 株

11. 優先配当金

(1) 第 1 回 C 種優先配当金

当社は、利益配当を行うときは、第 1 回 C 種優先株式を有する株主（以下「第 1 回 C 種優先株主」という。）又は第 1 回 C 種優先株式の登録質権者（以下「第 1 回 C 種優先登録質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）及び普通株式の登録質権者（以下「普通登録質権者」という。）に先立ち、かつ下記 20.(1)の定める支払順位に従い、第 1 回 C 種優先株式 1 株につき下記(2)に定める額の利益配当金（以下「第 1 回 C 種優先配当金」という。）を支払う。但し、当該営業年度において下記(3)に定める金額の優先中間配当金（以下「第 1 回 C 種優先中間配当金」という。）を支払ったときは、当該第 1 回 C 種優先中間配当金を控除した額とし、これに優先して支払われる第 1 回 C 種累積未払配当金は控除しないものとする。

(2) 第 1 回 C 種優先配当金の額

第 1 回 C 種優先配当金の額は、第 1 回 C 種優先株式の発行価額（1,000 円）に、それぞれの営業年度毎に 7.0%を乗じて算出した額とする。

(3) 第 1 回 C 種優先中間配当金

当社は、中間配当を行うときは、第 1 回 C 種優先株主又は第 1 回 C 種優先登録質権者に対し、普通株主及び普通登録質権者に先立ち、かつ下記 20.(2)の定める支払順位に従い、上記(2)に定める額の 2 分の 1 を限度（かかる限度額からは、これに優先して支払われる第 1 回 C 種累積未払配当金は控除しない。）として、取締役会の決議で定める第 1 回 C 種優先中間配当金 を支払うものとする。

(4) 累積条項

ある営業年度において第 1 回 C 種優先株主又は第 1 回 C 種優先登録質権者に対して支払う 1 株当たり利益配当金（中間配当金を含む。）の額が上記(2)に定める第 1 回 C 種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積するものとする（以下「第 1 回 C 種累積未払配当金」という。）。第 1 回 C 種累積未払配当金は、翌営業年度以降、下記 20.(3)に定める支払順位に従い、全ての種類の株主に対する利益配当金に先立って支払われるものとする。

(5) 非参加条項

第 1 回 C 種優先株主又は第 1 回 C 種優先登録質権者に対しては、第 1 回 C 種優先配当金を超えて配当は行わない。

12. 残余財産の分配

当社の残余財産の分配をするときは、第 1 回 C 種優先株主又は第 1 回 C 種優先登録質権者に対し、普通株主及び普通登録質権者に先立ち、かつ下記 20.(4)の定める支払順位に従い、第 1 回 C 種優先株式 1 株につき第 1 回 C 種優先株式の発行価額（1,000 円）に第 1 回 C 種累積未払配当金相当額及び 1 株につき残余財産の分配日の属する営業年度における第 1 回 C 種優先配当金の額を残余財産の分配日の属する営業年度の初日から残余財産の分配日までの日数（初日及び分配日を含む。）で日割り計算した額（円位未満小数第 2

位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)を加えた金額を支払う。但し、当該営業年度において第1回C種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額を支払うものとする。

第1回C種優先株主又は第1回C種優先登録質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

13. 株主との合意による取得

当社は、いつでも第1回C種優先株主との合意により当該第1回C種優先株式を有償で取得することができる。また、当社は、法令に定めある場合を除き、全てのC種優先株式が転換、償還又は当社に取得されるまでの間、普通株主との合意により普通株式を有償で取得することはできない。なお、この場合において、第1回C種優先株式以外の株式の株主は、当社に対して自己の保有する第1回C種優先株式以外の株式の取得を求めることはできない。

14. 強制償還

当社は、いつでも第1回C種優先株主の意思にかかわらず第1回C種優先株式の全部又は一部を償還することができる。一部償還の場合は、抽選、各C種優先株主の保有するC種優先株式の数に応じた按分比例その他の方法により行う。償還価額は、1株につき1,000円(発行価額)に、第1回C種累積未払配当金及び償還日の属する営業年度における第1回C種優先配当金の額を償還日の属する営業年度の初日から償還日までの日数(初日及び償還日を含む。)で日割り計算した額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)を加算した額とする。但し、当該営業年度において第1回C種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した金額とする。

15. 第1回C種優先株主による償還請求権

- (1) 第1回C種優先株主は、平成18年7月10日以降、毎年7月10日(当該日が営業日でない場合は翌営業日)から7月17日(当該日が営業日でない場合は翌営業日)まで並びに翌年1月10日(当該日が営業日でない場合は翌営業日)から1月17日(当該日が営業日でない場合は翌営業日)までの各期間(以下「償還請求可能期間」という。)において、当該償還請求がなされた時点における当社の公表済みの直近の単体貸借対照表または単体中間貸借対照表における純資産の額から、当該償還請求がなされた営業年度につき支払うべきA種優先配当金、B種優先配当金及びC種優先配当金の合計額並びにC種優先株式の任意買入または強制償還を既に行ったか、行う決定を行った分の価額の合計額を控除した金額が100億円を上回る場合に限り、法律上可能な限度で、かつ、当社の公表済みの直近の単体損益計算書における経常利益から当該償還請求がなされた営業年度につき支払うべきA種優先配当金、B種優先配当金及びC種優先配当金の合計額並びに当該償還請求がなされた営業年度につきC種優先株式の任意買入または強制償還を既に行ったか、行う決定を行った分の価額の合計額を控除した金額を限度として、その保有する第1回C種優先株式の全部又は一部の償還請求をすることができ、当社は、償還請求可能期間満了の日から1ヵ月以内に、償還手続を行うものとする。償還価格は、1株につき1,000円(発行価額)に、第1回C種累積未払配当金及び償還日の属する営業年度における第1回C種優先配当金の額を償還日の属する営業年度の初日から償還日までの日数で日割り計算した額を加算した額とする。但し、当該営業年度において第1回C種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した金額とする。
- (2) 前記限度額を超えてC種優先株主からの償還請求があった場合、償還の順位は、償還請求可能期間経過後において実施する抽選、各C種優先株主の請求があった株数に応じた案分比例その他の方法により決定する。

16. 議決権

第1回C種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

17. 株式の併合又は分割、新株引受権等の付与

当社は、法令に定める場合を除き、第1回C種優先株式について株式の併合又は分割は

行わない。

当社は、第1回C種優先株主には、新株引受権又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

18. 普通株式への転換予約権

第1回C種優先株主は、下記(1)の定める転換を請求し得べき期間中、下記(2)の定める転換の条件で、第1回C種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。

(1) 転換を請求し得べき期間

平成22年6月30日以降の毎月10日(当該日が営業日でない場合は翌営業日)とする。

(2) 転換の条件

第1回C種優先株式は、1株につき下記(イ)乃至(ロ)に定める転換価額により、当社の普通株式に転換することができる。

(イ) 当初転換価額

374円30銭

(ロ) 転換価額の修正

転換価額は、平成22年6月30日以後、毎月8日(当該日が営業日でない場合は翌営業日)(以下「転換価額修正日」という。)に、各転換価額修正日に先立つ45取引日(以下「取引日」というときは終値(気配表示を含む。)のない日を除く。)目に始まる30取引日(以下それぞれ「時価算定期間」という。)の上場証券取引所(但し、当社の普通株式にかかる株券の上場する証券取引所が複数の場合は、当該期間における当社普通株式の出来高、値付率等を考慮して最も適切と判断される主たる証券取引所をいう。以下同じ。)における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値の90%に相当する金額に修正される(修正後転換価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、上記の時価算定期間内に、下記(ハ)で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、下記(ハ)に準じて取締役会の決議により客観的に合理的な値に調整される。)。但し、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額の70%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下「下限転換価額」という。但し、下記(ハ)により調整される。)を下回る場合には下限転換価額をもって修正後転換価額とする。

(ハ) 転換価額の調整

転換価額は、第1回C種優先株式の発行日以降、下記に掲げる各事由により、次の算式(以下「転換価額調整式」という。)に従って調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たりの発行・処分価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

転換価額調整式により第1回C種優先株式の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- (i) 下記(ii)に定める時価を下回る発行価額又は処分価額をもって普通株式を新たに発行又は当社の有する当社の普通株式を処分する場合(但し、当社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権の転換又は行使による場合及び平成17年6月30日(予定)のUnison Capital

Partners II, L.P.、Unison Capital Partners II (F), L.P.及び UC Astro Investor, L.P.に対する当社普通株式の発行を除く。)

調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降、又は募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- (ii) 株式の分割により普通株式を発行する場合。

調整後の転換価額は、株式の分割のための割当期日の翌日以降これを適用する。但し、株主総会における決議を条件として株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための割当期日とする場合には、調整後の転換価額は、当該決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。

なお、上記但し書において、株式の分割のための割当期日の翌日から当該株主総会の終結の日までに転換をなした者に対しては、次の算出方法により、当社の普通株式を新たに発行する。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額} \times \text{当該期間内に発行された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (iii) 転換又は権利行使により発行される普通株式1株当たりの発行価額が、下記(ii)に定める時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行する場合(但し、平成17年6月30日(予定)の当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権の発行を除く。)

調整後の転換価額は、発行される証券又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の全てが当初の転換価額で転換され又は当初の行使価額で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権が無償にて発行される場合は発行日)の翌日以降これを適用する。但し、その証券の募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

- (iv) 当社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債であって、転換価額又は行使価額が発行日に決定されておらず発行日以降の一定の日(以下「価額決定日」という。)の時価を基準として決定されるものを発行した場合において、決定された転換価額又は権利行使により発行される普通株式1株当たりの発行価額が下記(ii)に定める時価を下回る場合。

調整後の転換価額は、当該価額決定日の時点で残存する証券又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の全てが転換され又は行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

当社は、上記(ii)に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会の決議により客観的に合理的な転換価額の調整を行うものとする。

- (i) 株式の併合、資本の減少、会社分割、又は合併等のために転換価額の調整を必要とするとき。
- (ii) その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発

生により転換価額の調整を必要とするとき。

- (iii) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整は行わない。但し、この差額相当額は、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生した場合に算出される調整後の転換価額にそのつど算入する。

- (i) 転換価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (ii) 転換価額調整式に使用する時価は、調整後転換価額を適用する日（但し、上記(ii)但し書きの場合には株主割当日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の上場証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (iii) 転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、また、転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、割当期日がある場合はその日、又は割当期日がない場合は調整後転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。

(c) 転換により発行すべき普通株式数

第1回C種優先株式の転換により発行すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\begin{array}{rcl} \text{転換により発行す} & & \\ \text{べき普通株式数} & = & \frac{\begin{array}{l} \text{第1回C種優先株主が転換請} \\ \text{求のために提出した第1回C} \\ \text{種優先株式の発行価額の総額} \end{array} + \begin{array}{l} \text{当該転換請求された第1} \\ \text{回C種優先株式の第1回} \\ \text{C種累積未払配当金の総} \\ \text{額} \end{array}}{\text{転換価額}} \end{array}$$

転換により発行すべき普通株式数の算出にあたって、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(ホ) 転換請求受付場所

東京都千代田区丸の内1-4-3

UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

(ハ) 転換の効力発生

転換の効力は、転換請求書及び第1回C種優先株式の株券が上記(ホ)に記載する転換請求受付場所に到着した時に発生する。但し、第1回C種優先株式の株券が発行されないときは、株券の提出を要しない。

19. 期中転換があった場合の取扱い

第1回C種優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金又は中間配当金は、転換の請求が4月1日から9月30日までになされたときには4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

20. 優先順位

- (1) A種優先配当金、B種優先配当金及びC種優先配当金の支払順位は、B種優先配当金を第1順位とし、A種優先配当金及びC種優先配当金を第2順位（それらの間では同順位）とする。

- (2) A種優先中間配当金、B種優先中間配当金及びC種優先中間配当金の支払順位は、B種優先中間配当金を第1順位とし、A種優先中間配当金及びC種優先中間配当金を第2順位（それらの間では同順位）とする。
- (3) A種累積未払配当金、B種累積未払配当金及びC種累積未払配当金の支払順位は、B種累積未払配当金を第1順位とし、A種累積未払配当金及びC種累積未払配当金を第2順位（それらの間では同順位）とする。
- (4) A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式に対する残余財産の分配の支払順位は、B種優先株式にかかる残余財産の分配の支払を第1順位とし、A種優先株式及びC種優先株式にかかる残余財産の分配の支払を第2順位（それらの間では同順位）とする。
21. 上記各項のほか、第1回C種優先株式発行要項は各種の法令に基づく必要手続の効力発生を要件とする。

(注) 上記優先株式の発行については、平成17年6月29日開催予定の当社定時株主総会において、定款変更及び株主以外の者に対して特に有利な価額をもって新株式（優先株式）を発行する特別決議議案が承認されることを条件とする。

第三者割当による新株予約権の有利発行

【第1回新株予約権の発行要領】

1. 新株予約権の名称
株式会社リクルートコスモス 第1回新株予約権（以下、「本件新株予約権」という。）
2. 本件新株予約権の総数、発行価額及び申込期日、払込期日並びに発行日
8,860個 本件新株予約権の申込みの総数が上記の総数に達しない場合は、その申込の総数をもって本件新株予約権の総数とする。
発行価額は無償とするものとし、申込期日、払込期日及び発行日は平成17年6月30日とする。
3. 各本件新株予約権の目的たる株式の種類及び数
本件新株予約権の目的たる株式の種類及び総数は、株式会社リクルートコスモス（以下、「当社」という。）普通株式8,860,000株とする。
各本件新株予約権の目的たる株式数（以下、「付与株式数」という。）は新株予約権1個につき、1,000株とする。
付与株式数の調整

付与株式数は、本件新株予約権の発行日以降、下記に掲げる各事由により、次の算式（以下、「付与株式数調整式」という。）に従って調整され、本件新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消却されていない本件新株予約権（自己新株予約権を除く）の総数を乗じた数とする。

$$\begin{array}{r} \text{調整後付与} \\ \text{株式数} \end{array} = \frac{\text{調整前付与株式数} \times \text{調整前払込価額}}{\text{調整後払込価額}}$$

この場合に、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。上記算式における調整前払込価額及び調整後払込価額は、下記4.における調整前払込価額及び調整後払込価額

をいう。

付与株式数調整式により本件新株予約権の付与株式数の調整を行う場合については、次に定めるところによる。なお、当該調整後付与株式数を適用する日については、下記4.の規定を準用する。

- (i) 下記4. (ii)に定める時価を下回る発行価額又は処分価額をもって普通株式を新たに発行又は当社の有する当社の普通株式を処分する場合（但し、当社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権の転換又は行使による場合及び平成17年6月30日（予定）のUnison Capital Partners II, L.P.、Unison Capital Partners II (F), L.P.及びUC Astro Investor, L.P.に対する当社普通株式の発行を除く。）
- (ii) 株式の分割により普通株式を発行する場合。
- (iii) 転換又は権利行使により発行される普通株式1株当たりの発行価額が下記4. (ii)に定める時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行する場合。
- (iv) 当社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債であって、転換価額又は行使価額が発行日に決定されておらず発行日以降の一定の日（以下、「価額決定日」という。）の時価を基準として決定されるものを発行した場合において、決定された転換価額又は権利行使により発行される普通株式1株当たりの発行価額が下記4. (ii)に定める時価を下回る場合。

当社は、上記に定める付与株式数の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会の決議により客観的に合理的な付与株式数の調整を行うものとする。

- (i) 株式の併合、資本の減少、会社分割、又は合併等のために付与株式数の調整を必要とするとき。
- (ii) その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により付与株式数の調整を必要とするとき。
- (iii) 付与株式数を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の付与株式数の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各本件新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知する。ただし、当該適用の日の前日までに通知を行うことができない場合には、以後速やかに通知するものとする。

4. 各本件新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

各本件新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は、各本件新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「払込価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

払込価額は、140円とする。

払込価額の調整

払込価額は、本件新株予約権の発行日以降、下記に掲げる各事由により、次の算式（以下、「払込価額調整式」という。）に従って調整される。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たりの発行・処分価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

払込価額調整式により本件新株予約権の払込価額の調整を行う場合及びその調整後の払込価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- (i) 下記 (ii)に定める時価を下回る発行価額又は処分価額をもって普通株式を新たに発行又は当社の有する当社の普通株式を処分する場合（但し、当社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権の転換又は行使による場合及び平成17年6月30日(予定)の Unison Capital Partners II, L.P.、Unison Capital Partners II (F), L.P.及び UC Astro Investor, L.P.に対する当社普通株式の発行を除く。)

調整後の払込価額は、払込期日の翌日以降、又は募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- (ii) 株式の分割により普通株式を発行する場合。

調整後の払込価額は、株式の分割のための割当期日の翌日以降これを適用する。但し、株主総会における決議を条件として株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための割当期日とする場合には、調整後の払込価額は、当該決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。

なお、上記但し書において、株式の分割のための割当期日の翌日から当該株主総会の終結の日までに払込をなした者に対しては、次の算出方法により、当社の普通株式を新たに発行する。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前払込価額} \times \text{当該期間内に発行された株式数}}{\text{調整後払込価額}}$$

この場合に、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (iii) 転換又は権利行使により発行される普通株式1株当たりの発行価額が下記 (ii)に定める時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行する場合。

調整後の払込価額は、発行される証券又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の全てが当初の転換価額で転換され又は当初の行使価額で行使されたものとみなして払込価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権が無償にて発行される場合は発行日）の翌日以降これを適用する。但し、その証券の募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

- (iv) 当社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債であって、転換価額又は行使価額が発行日に決定されておらず発行日以降の一定の日（以下、「価額決定日」という。）の時価を基準として決定されるものを発行した場合において、決定された転

換価額又は権利行使により発行される普通株式1株当たりの発行価額が下記(ii)に定める時価を下回る場合。

調整後の払込価額は、当該価額決定日の時点で残存する証券又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の全てが転換され又は行使されたものとみなして払込価額調整式を準用して算出するものとし、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

当社は、上記に定める払込価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会の決議により客観的に合理的な払込価額の調整を行うものとする。

- (i) 株式の併合、資本の減少、会社分割、又は合併等のために払込価額の調整を必要とするとき。
- (ii) その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により払込価額の調整を必要とするとき。
- (iii) 払込価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の払込価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

払込価額調整式により算出された調整後の払込価額と調整前の払込価額との差額が1円未満にとどまる限りは、払込価額の調整は行わない。但し、この差額相当額は、その後払込価額の調整を必要とする事由が発生した場合に算出される調整後の払込価額にそのつど算入する。

- (i) 払込価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (ii) 払込価額調整式に使用する時価は、調整後払込価額を適用する日（但し、上記(ii)但し書の場合には株主割当日）に先立つ45取引日（以下「取引日」というときは終値（気配表示を含む。）のない日を除く。）目に始まる30取引日の上場証券取引所（但し、当社の普通株式にかかる株券の上場する証券取引所が複数の場合は、当該期間における当社普通株式の出来高、値付率等を考慮して最も適切と判断される主たる証券取引所をいう。）における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (iii) 払込価額調整式に使用する調整前払込価額は、調整後払込価額を適用する前日において有効な払込価額とし、また、払込価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、又は株主割当日がない場合は調整後払込価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。

払込価額の調整を行うときは、当社は調整後の払込価額が適用される日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。但し、当該調整後払込価額適用日の前日までに通知を行うことができない場合には、以後速やかに通知するものとする。

5. 本件新株予約権を行使することができる期間
平成17年9月30日から平成27年6月29日まで
6. その他の本件新株予約権の行使の条件
各本件新株予約権の一部行使はできないこととする。
7. 本件新株予約権の消却事由及び消却の条件

当社は、未行使の本件新株予約権を買入れ又は取得し、保有する場合には、いつでも、当社が取得し保有する未行使の本件新株予約権を、無償にて消却することができるものと

する。

当社が消滅会社となる合併が当社株主総会で承認されたとき又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転が当社株主総会で承認されたときは、当社は未行使の本件新株予約権を無償にて消却することができる。但し、当社はかかる合併、株式交換又は株式移転を取締役会で決議した後に遅滞なくかかる旨を新株予約権者に対して通知するものとする。

8. 新株予約権の譲渡制限
本件新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとする。
9. 新株予約権証券の発行
新株予約権証券は、新株予約権者の請求があるときに限り発行するものとする。
10. 本件新株予約権の行使により新たに当社普通株式を発行する場合において当該株式の発行価額中資本に組入れない額
払込価額から、資本に組入れる額を減じた金額とする。資本に組入れる額とは、払込価額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額とする。
11. 新株発行時の利益配当の方法
本件新株予約権の行使により発行される当社普通株式に対する最初の利益配当金又は中間配当金については、本件新株予約権の行使が毎年4月1日から9月30日までになされたときは当該年の4月1日に、毎年10月1日から翌年3月31日までになされたときは当該年の10月1日に、それぞれ当該株式の発行があったものとみなしてこれを支払う。
12. 本件新株予約権の行使請求及び払込の方法
本件新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名捺印又は署名のうえ、これを下記13.に定める行使請求受付場所に提出するものとする。なお、当該行使にかかる本件新株予約権につき新株予約権証券が発行されている場合には、「新株予約権行使請求書」に当該新株予約権証券を添付しなければならない。
前 の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各本件新株予約権の行使に際して払込をなすべき額に行使する本件新株予約権の個数を乗じた金額の全額(以下、「払込金」という。)を、現金にて下記14.に定める払込取扱場所の当社の指定する口座(以下、「指定口座」という。)に当社の指定する日時までに振り込むものとする。
13. 本件新株予約権の行使請求受付場所
当社管理本部コンプライアンスグループ(又はその時々における当該業務担当部署)
14. 本件新株予約権の行使に際する払込取扱場所
東京都千代田区丸の内1丁目3番3号
株式会社みずほコーポレート銀行本店(又はその時々における当該銀行の承継銀行若しくは当該支店の承継支店)
15. 本件新株予約権の行使の効力発生時期
本件新株予約権の行使の効力は、行使請求受付場所において受領された新株予約権行使請求書を払込取扱場所が受領し、かつ払込金が指定口座に入金されたときに生ずるものとする。
当社は、行使手続終了後すみやかに株券を交付する。但し、その時々における当社定款において、単元未満の株式にかかる株券を発行しない旨を定める場合には、当該単元未満株式にかかる株券を交付しない。

16. 当社を完全子会社とする株式交換又は株式移転に基づく新株予約権の完全親会社による承継及び承継後の新株予約権の内容に関する決定方針
- 当社を完全子会社とする株式交換又は株式移転を行う場合には、当該時点において行使又は消却されていない本件新株予約権に係る義務を、当該株式交換又は株式移転により完全親会社となる会社（以下、「完全親会社」という。）に以下の決定方針に基づき承継させるものとする。但し、当該株式交換又は株式移転に際し、当社株主総会において、以下の決定方針に沿って完全親会社が本件新株予約権にかかる義務を承継する旨の記載のある当社と完全親会社との間で締結される株式交換契約書又は株式移転の議案が承認されることを条件とする。
- 承継される本件新株予約権の目的たる完全親会社の株式の種類
完全親会社の普通株式とする。
- 承継される各本件新株予約権の目的たる完全親会社の株式の数
株式交換又は株式移転の条件等を勘案の上、付与株式数につき合理的な調整がなされた数（以下、「承継後付与株式数」という。）とし、調整後1株未満の端数は四捨五入されるものとする。
- 承継される各本件新株予約権の行使に際して払込をなすべき額
株式交換又は株式移転の条件等を勘案の上、行使価額につき合理的な調整がなされた額に、承継後付与株式数を乗じた額とする。
- 新株予約権の行使可能期間
上記5.に定める本件新株予約権の行使可能期間の開始日と株式交換又は株式移転の日のいずれか遅い日から、上記5.に定める本件新株予約権の行使可能期間の満了日までとする。
- その他の新株予約権の行使の条件並びに新株予約権の消却事由及び消却の条件
上記6.及び7.に準じて決定する。
- 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡につき、完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。
17. 本要項の規定の変更その他の措置に伴う取扱い
本要項の規定の変更その他の措置が必要となる場合は、商法の規定及び新株予約権の趣旨に従い、当社が適切と考える方法により、本要項の変更その他の措置をとることができるものとする。
18. 発行要項の公示
当社は、その本店に本要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供するものとする。
19. その他本件新株予約権の発行及び割当て並びに本件新株予約権に関連する諸手続の詳細等に関し必要な事項は、当社代表取締役が定めるものとする。
20. 上記各項のほか、本要項は各種の法令に基づく必要手続の効力発生を要件とする。

【第2回新株予約権発行要項】

1. 新株予約権の名称
株式会社リクルートコスモス 第2回新株予約権（以下、「本件新株予約権」という。）
2. 本件新株予約権の総数、発行価額及び申込期日、払込期日並びに発行日
5,212個 本件新株予約権の申込みの総数が上記の総数に達しない場合は、その申込の総数をもって本件新株予約権の総数とする。
発行価額は無償とするものとし、申込期日、払込期日及び発行日は平成17年6月30日

とする。

3. 各本件新株予約権の目的たる株式の種類及び数

本件新株予約権の目的たる株式の種類及び総数は、株式会社リクルートコスモス（以下、「当社」という。）普通株式 5,212,000 株とする。

各本件新株予約権の目的たる株式数（以下、「付与株式数」という。）は新株予約権 1 個につき、1,000 株とする。

付与株式数の調整

付与株式数は、本件新株予約権の発行日以降、下記 に掲げる各事由により、次の算式（以下、「付与株式数調整式」という。）に従って調整され、本件新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消却されていない本件新株予約権（自己新株予約権を除く）の総数を乗じた数とする。

$$\begin{array}{r} \text{調整後付与} \\ \text{株式数} \end{array} = \frac{\begin{array}{r} \text{調整前付与株式数} \\ \times \\ \text{調整前払込価額} \end{array}}{\text{調整後払込価額}}$$

この場合に、1 株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。上記算式における調整前払込価額及び調整後払込価額は、下記 4.における調整前払込価額及び調整後払込価額をいう。

付与株式数調整式により本件新株予約権の付与株式数の調整を行う場合については、次に定めるところによる。なお、当該調整後付与株式数を適用する日については、下記 4.の規定を準用する。

- (i) 下記 4. (ii)に定める時価を下回る発行価額又は処分価額をもって普通株式を新たに発行又は当社の有する当社の普通株式を処分する場合（但し、当社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権の転換又は行使による場合及び平成 17 年 6 月 30 日（予定）の Unison Capital Partners II, L.P.、Unison Capital Partners II (F), L.P.及び UC Astro Investor, L.P.に対する当社普通株式の発行を除く。）
- (ii) 株式の分割により普通株式を発行する場合。
- (iii) 転換又は権利行使により発行される普通株式 1 株当たりの発行価額が下記 4. (ii)に定める時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行する場合。
- (iv) 当社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債であって、転換価額又は行使価額が発行日に決定されておらず発行日以降の一定の日（以下、「価額決定日」という。）の時価を基準として決定されるものを発行した場合において、決定された転換価額又は権利行使により発行される普通株式 1 株当たりの発行価額が下記 4. (ii)に定める時価を下回る場合。

当社は、上記 に定める付与株式数の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会の決議により客観的に合理的な付与株式数の調整を行うものとする。

- (i) 株式の併合、資本の減少、会社分割、又は合併等のために付与株式数の調整を必要とするとき。
- (ii) その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発

生により付与株式数の調整を必要とするとき。

(iii)付与株式数を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の付与株式数の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各本件新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知する。ただし、当該適用の日の前日までに通知を行うことができない場合には、以後速やかに通知するものとする。

4. 各本件新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

各本件新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は、各本件新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「払込価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

払込価額は、140円とする。

払込価額の調整

払込価額は、本件新株予約権の発行日以降、下記に掲げる各事由により、次の算式（以下、「払込価額調整式」という。）に従って調整される。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たりの発行・処分価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

払込価額調整式により本件新株予約権の払込価額の調整を行う場合及びその調整後の払込価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(i) 下記 (ii)に定める時価を下回る発行価額又は処分価額をもって普通株式を新たに発行又は当社の有する当社の普通株式を処分する場合（但し、当社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権の転換又は行使による場合及び平成17年6月30日(予定)のUnison Capital Partners II, L.P.、Unison Capital Partners II (F), L.P.及びUC Astro Investor, L.P.に対する当社普通株式の発行を除く。）

調整後の払込価額は、払込期日の翌日以降、又は募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

(ii) 株式の分割により普通株式を発行する場合。

調整後の払込価額は、株式の分割のための割当期日の翌日以降これを適用する。但し、株主総会における決議を条件として株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための割当期日とする場合には、調整後の払込価額は、当該決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。

なお、上記但し書において、株式の分割のための割当期日の翌日から当該株主総会の終結の日までに払込をなした者に対しては、次の算出方法により、当社の普通株式を新たに発行する。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前払込価額} \times \text{当該期間内に発行された株式数}}{\text{調整後払込価額}}$$

この場合に、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (iii) 転換又は権利行使により発行される普通株式 1株当たりの発行価額が下記 (ii) に定める時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行する場合。

調整後の払込価額は、発行される証券又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の全てが当初の転換価額で転換され又は当初の行使価額で行使されたものとみなして払込価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権が無償にて発行される場合は発行日）の翌日以降これを適用する。但し、その証券の募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

- (iv) 当社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債であって、転換価額又は行使価額が発行日に決定されておらず発行日以降の一定の日（以下、「価額決定日」という。）の時価を基準として決定されるものを発行した場合において、決定された転換価額又は権利行使により発行される普通株式 1株当たりの発行価額が下記 (ii) に定める時価を下回る場合。

調整後の払込価額は、当該価額決定日の時点で残存する証券又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の全てが転換され又は行使されたものとみなして払込価額調整式を準用して算出するものとし、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

当社は、上記 に定める払込価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会の決議により客観的に合理的な払込価額の調整を行うものとする。

- (i) 株式の併合、資本の減少、会社分割、又は合併等のために払込価額の調整を必要とするとき。
- (ii) その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により払込価額の調整を必要とするとき。
- (iii) 払込価額を調整すべき事由が 2 つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の払込価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

払込価額調整式により算出された調整後の払込価額と調整前の払込価額との差額が 1 円未満にとどまる限りは、払込価額の調整は行わない。但し、この差額相当額は、その後払込価額の調整を必要とする事由が発生した場合に算出される調整後の払込価額にそのつど算入する。

- (i) 払込価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。
- (ii) 払込価額調整式に使用する時価は、調整後払込価額を適用する日（但し、上記 (ii) 但し書の場合には株主割当日）に先立つ 45 取引日（以下「取引日」というときは終値（気配表示を含む。）のない日を除く。）目に始まる 30 取引日の上場証券取引所（但し、当社の普通株式にかかる株券の上場する証券取引所が複数の場合は、当該期間における当社普通株式の出来高、値付率等を考慮して最も適切と判断される主たる証券取引所をいう。）における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値とし、その計算は円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。

(iii) 払込価額調整式に使用する調整前払込価額は、調整後払込価額を適用する前日において有効な払込価額とし、また、払込価額調整式に使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、又は株主割当日がない場合は調整後払込価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。

払込価額の調整を行うときは、当社は調整後の払込価額が適用される日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。但し、当該調整後払込価額適用日の前日までに通知を行うことができない場合には、以後速やかに通知するものとする。

5. 本件新株予約権を行使することができる期間
平成17年9月30日から平成24年6月29日まで
6. その他の本件新株予約権の行使の条件
各本件新株予約権の一部行使はできないこととする。
7. 本件新株予約権の消却事由及び消却の条件
当社は、未行使の本件新株予約権を買入れ又は取得し、保有する場合には、いつでも、当社が取得し保有する未行使の本件新株予約権を、無償にて消却することができるものとする。
当社が消滅会社となる合併が当社株主総会で承認されたとき又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転が当社株主総会で承認されたときは、当社は未行使の本件新株予約権を無償にて消却することができる。但し、当社はかかる合併、株式交換又は株式移転を取締役会で決議した後に遅滞なくかかる旨を新株予約権者に対して通知するものとする。
8. 新株予約権の譲渡制限
本件新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとする。
9. 新株予約権証券の発行
新株予約権証券は、新株予約権者の請求があるときに限り発行するものとする。
10. 本件新株予約権の行使により新たに当社普通株式を発行する場合において当該株式の発行価額中資本に組入れない額
払込価額から、資本に組入れる額を減じた金額とする。資本に組入れる額とは、払込価額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額とする。
11. 新株発行時の利益配当の方法
本件新株予約権の行使により発行される当社普通株式に対する最初の利益配当金又は中間配当金については、本件新株予約権の行使が毎年4月1日から9月30日までになされたときは当該年の4月1日に、毎年10月1日から翌年3月31日までになされたときは当該年の10月1日に、それぞれ当該株式の発行があったものとみなしてこれを支払う。
12. 本件新株予約権の行使請求及び払込の方法
本件新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名捺印又は署名のうえ、これを下記13.に定める行使請求受付場所に提出するものとする。なお、当該行使にかかる本件新株予約権につき新株予約権証券が発行されている場合には、「新株予約権行使請求書」に当該新株予約権証券を添付しなければならない。
前の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各本件新株予約権の行使に際して払込をなすべき額に行使する本件新株予約権の個数を乗じた金額の全額(以下、「払込金」という。)を、現金にて下記14.に定める払込取扱場所の当社の指定する口座(以下、「指

定口座」という。)に当社の指定する日時までに振り込むものとする。

13. 本件新株予約権の行使請求受付場所
当社管理本部コンプライアンスグループ(又はその時々における当該業務担当部署)
14. 本件新株予約権の行使に際する払込取扱場所
東京都千代田区丸の内1丁目3番3号
株式会社みずほコーポレート銀行本店(又はその時々における当該銀行の承継銀行若くは当該支店の承継支店)
15. 本件新株予約権の行使の効力発生時期
本件新株予約権の行使の効力は、行使請求受付場所において受領された新株予約権行使請求書を払込取扱場所が受領し、かつ払込金が指定口座に入金されたときに生ずるものとする。
当社は、行使手続終了後すみやかに株券を交付する。但し、その時々における当社定款において、単元未満の株式にかかる株券を発行しない旨を定める場合には、当該単元未満株式にかかる株券を交付しない。
16. 当社を完全子会社とする株式交換又は株式移転に基づく新株予約権の完全親会社による承継及び承継後の新株予約権の内容に関する決定方針
当社を完全子会社とする株式交換又は株式移転を行う場合には、当該時点において行使又は消却されていない本件新株予約権に係る義務を、当該株式交換又は株式移転により完全親会社となる会社(以下、「完全親会社」という。)に以下の決定方針に基づき承継させるものとする。但し、当該株式交換又は株式移転に際し、当社株主総会において、以下の決定方針に沿って完全親会社が本件新株予約権にかかる義務を承継する旨の記載のある当社と完全親会社との間で締結される株式交換契約書又は株式移転の議案が承認されることを条件とする。
承継される本件新株予約権の目的たる完全親会社の株式の種類
完全親会社の普通株式とする。
承継される各本件新株予約権の目的たる完全親会社の株式の数
株式交換又は株式移転の条件等を勘案の上、付与株式数につき合理的な調整がなされた数(以下、「承継後付与株式数」という。)とし、調整後1株未満の端数は四捨五入されるものとする。
承継される本件各新株予約権の行使に際して払込をなすべき額
株式交換又は株式移転の条件等を勘案の上、行使価額につき合理的な調整がなされた額に、承継後付与株式数を乗じた額とする。
新株予約権の行使可能期間
上記5.に定める本件新株予約権の行使可能期間の開始日と株式交換又は株式移転の日のいずれか遅い日から、上記5.に定める本件新株予約権の行使可能期間の満了日までとする。
その他の新株予約権の行使の条件並びに新株予約権の消却事由及び消却の条件
上記6.及び7.に準じて決定する。
新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡につき、完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。
17. 本要項の規定の変更その他の措置に伴う取扱い
本要項の規定の変更その他の措置が必要となるときは、商法の規定及び新株予約権の趣旨に従い、当社が適切と考える方法により、本要項の変更その他の措置をとることができるものとする。

18. 発行要項の公示

当社は、その本店に本要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供するものとする。

19. その他本件新株予約権の発行及び割当て並びに本件新株予約権に関連する諸手続の詳細等に関し必要な事項は、当社代表取締役が定めるものとする。

20. 上記各項のほか、本要項は各種の法令に基づく必要手続の効力発生を要件とする。

(注) 上記新株予約権の発行については、平成 17 年 6 月 29 日開催予定の当社定時株主総会において、定款変更及び株主以外の者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行する特別決議案が承認されることを条件とする

〔ご参考〕

1. 発行済株式総数の推移（資本金の推移）

現在の発行済株式総数 57,606,628 株（平成 17 年 3 月 31 日現在）

（現在の資本金 35,238,479,488 円）

今回の増加株式数

普通株式（ ） 36,526,000 株

普通株式（ ） 64,285,000 株

第 1 回 A 種優先株式 11,500,000 株

第 1 回 B 種優先株式 10,100,000 株

第 1 回 C 種優先株式 4,000,000 株

（増加資本金 24,239,890,000 円）

増資後発行済株式総数

普通株式 158,417,628 株

第 1 回 A 種優先株式 11,500,000 株

第 1 回 B 種優先株式 10,100,000 株

第 1 回 C 種優先株式 4,000,000 株

（増加後資本金 59,478,369,488 円）

（注 1）無償譲受け予定の株式数（54,220,000 株）を含む。

（注 2）新株予約権の行使による増加株式数は考慮していない。

2. 増資等の理由及び資金の使途

(1) 増資等の理由

当社は設立以来、リクルートグループの一員として、リクルートと資本関係を持ちつつも、お互いの経営を尊重し、各々の事業を推進してまいりました。

不動産バブル崩壊時にリクルートからの協力を受けて以降、当社は一次取得者向けのマンション・戸建住宅分譲事業等に経営資源を集中し、有利子負債の圧縮を促進する等の経営基盤の強化に努めてまいりましたが、平成 18 年 3 月期における固定資産の減損会計の強制適用を迎え、また将来に向けた企業価値向上のために、更なる財務体質の強化を意図してまいりました。そうした中、「事業の選択と集中」という経営方針に基づきグループ全体の事業のリストラクチャリングを検討するリクルートの意向と、これまでの当社の経営手法、事業基盤、収益性並びに成長性等に対して一定の評価をいただいたユニゾンの意向が合致したことから、当社が MBO(マネジメント・バイアウト)の手法により、リクルートグループから独立することにつき、三社間で合意し、本日、資本提携（経営権移行）に係る最終合意書を締結したものであります。

これによりまして、本契約の定めが実行される時点において、ユニゾンがリクルートに代わり当社の筆頭株主（資本パートナー）となります。当社は資本の充実及び大幅な有利子負債の圧縮を実施することにより財務体質の強化を図るとともに、これまで築いてまいりました事業基盤を磐石なものとし、更なる企業価値向上を目的として行うものであります。

(2) 資金の使途

上記第三者割当による普通株式及び優先株式発行による資金の使途につきましては、新株式発行価額の総額 48,480 百万円から発行諸費用の概算額 190 百万円を差し引いた残額の 48,290 百万円を借入金の返済に充当する予定であります。

新株予約権の行使による資金の払込は、最大で 1,970 百万円が見込まれますが、払込の有無及び時期は新株予約権の割当を受けた者の判断によるため、現時点でその金額及び時期を資金計画に織り込むことは困難であります。従って手取金は借入金の返済資金に充当する予定であります。具体的な金額については、行使による払込みのなされた時点の状況に応じて決定いたします。

3. 業績及び配当の見通し

今後については、固定資産の減損会計の強制適用に伴う減損損失約 250 億円を見込んでいることに加えて、リクルートグループからの独立に伴い、現在保有しておりますファーストファイナンス株式会社の全株式をリクルートの子会社へ譲渡すること、また、将来に向けた一層の財務体質の強化を目的に、当社ならびにユニゾンが目指す、より早期に当社の企業価値向上を実現するという観点とユニゾンにおける投資的観点も加えて、全資産の内容・評価等を可能な限りアグレッシブに見直す計画であることなどから、更に数百億円程度のコスト発生の可能性が考えられます。尚、その金額を含めた平成 18 年 3 月期の業績予想への影響額等については現段階では未定であり、確定次第お知らせいたします。

(個別ベース)

	売上高	経常利益	当期純利益	1株当たり 当期純利益	1株当たり 年間配当金
平成 18 年 3 月期 (決算短信発表時予想)	百万円 175,000	百万円 11,000	百万円 未定	円 銭 未定	円 銭 0.00
平成 17 年 3 月期 (前期実績)	百万円 148,954	百万円 6,864	百万円 1,318	円 銭 22.91	円 銭 0.00

4. 株主への利益配分

利益配分に関する基本方針

利益配分につきましては、企業体質の強化並びに将来的な事業展開に備えた内部留保の充実などを長期的視野から勘案するとともに、収益状況に応じて株主各位に対する安定的な利益還元を努めていくことを基本方針としております。

配当決定に当たりの考え方

配当政策につきましては、配当性向等を総合的に考慮しつつ、業績並びに今後の収益見通し等を総合的に判断して決定してまいります。

内部留保金の使途

内部留保金につきましては、利益配分の基本方針に基づき、将来における株主の利益確保に用いる所存であります。

5. 発行価額の決定方法

の普通株式

当該新株発行にかかる取締役会決議の直前日までの直近 3 ヶ月(2月 28 日から 5 月 26 日まで)の株式会社ジャスダック証券取引所が公表した当社株式の終値の平均値(380.32 円)を基準として 380 円といたしました。

の普通株式、の優先株式及びの新株予約権(特に有利な価額をもって新株式を発行する理由)

当社は、固定資産の減損会計の強制適用に伴う減損損失約 250 億円を見込んでいることに加え、ファーストファイナンス株式会社の全株式を譲渡すること等から財務体質の強化が必要であると認識しております。また、より早期に当社の企業価値向上を実現するという観点とユニゾンにおける投資的観点も含めまして、全資産の内容・評価等を可能な限りアグレッシブに見直す計画であることなどから、更に数百億円程度のコスト発生の可能性が考えられます。そのような中、割当先の意向も踏まえた上で、の普通株式の発行価額を 1 株につき 140 円とし、

の優先株式の発行価額については 1 株につき 1,000 円並びにの新株予約権については払込価額を 1 株につき 140 円とし、発行価額を無償といたしました。6. 今後の増資についての考

え方

今後の事業展開並びに資金需要、業績見通しを踏まえたうえで、慎重に検討します。

7. 増資日程（予定）

- 平成 17 年 5 月 27 日（金）新株式（普通株式・優先株式）発行及び
新株予約権発行決議取締役会
- 平成 17 年 5 月 27 日（金）有価証券届出書・臨時報告書提出（関東財務局）
- 平成 17 年 5 月 28 日（土）新株式発行取締役会決議公告（ の普通株式）
- 平成 17 年 6 月 4 日（土）有価証券届出書効力発生日
- 平成 17 年 6 月 29 日（水）定時株主総会（定款変更・有利発行承認）
- 平成 17 年 6 月 29 日（水）新株式申込期日（ の普通株式）
- 平成 17 年 6 月 29 日（水）新株式払込期日・資本組入日（ の普通株式）
- 平成 17 年 6 月 30 日（木）新株券交付日（ の普通株式）
- 平成 17 年 6 月 30 日（木）新株式申込期日（ の普通株式）
- 平成 17 年 6 月 30 日（木）株式払込期日・資本組入日（ の普通株式）
- 平成 17 年 6 月 30 日（木）新株式申込期日（ の優先株式）
- 平成 17 年 6 月 30 日（木）新株式払込期日・資本組入日（ の優先株式）
- 平成 17 年 6 月 30 日（木）新株予約権申込期日（ の新株予約権）
- 平成 17 年 6 月 30 日（木）新株予約権発行日（ V の新株予約権）

- 平成 17 年 7 月 1 日（金）新株券交付日（ の普通株式）

8. 増資後の大株主の状況

氏名又は名称	所有株式数（千株）	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合（％）
エゾン・キャピタル・パートナーズ（F）,L.P.	34,368	33.0
エゾン・キャピタル・パートナーズ ,L.P.	26,345	25.3
UC・アストロ・インベスター,L.P.	3,572	3.4
(株)みずほコーポレート銀行	2,086	2.0
(株)三井住友銀行	1,479	1.4
時永達男	1,417	1.4
中央三井信託銀行(株)	1,362	1.3
(株)東京三菱銀行	911	0.9
ユービー・エスイー・ロンドンアジア・アクティビーズ	829	0.8
リクルートコスモス社員持株会	802	0.8
発行済株式総数	104,196	100.0

所有株式数及び所有株式数の割合は、平成 17 年 3 月 31 日現在の株主名簿記載の株式数に、今回の第三者割当増資で増加する株式数を加算して算出したものであります。（無償譲受予定の自己株式を除く。）

9. 過去 3 年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項ありません。

過去 3 決算期及び直前の株価等の推移

	平成 16 年 3 月期	平成 17 年 3 月期	平成 18 年 3 月期
始 値	199 円	353 円	353 円
高 値	387 円	540 円	540 円
安 値	190 円	335 円	335 円
終 値	353 円	380 円	516 円
株価収益率	12.35 倍	16.59 倍	-

（注） 株価収益率は、決算期末の株価（終値）を、当該決算期の 1 株当たり当期純利益（単体）で除した数値であります。（株価収益率をご確認ください。）平成 18 年 3

月期の1株当たり当期純利益は現時点で算出できないため同期の株価収益率は記載しておりません。

平成18年3月期の終値は、平成17年5月26日現在の数字であります。

10. 割当先の概要

〔上記Ⅰ.の普通株式割当先〕

割当予定先の氏名又は名称		株式会社リクルート
割当株数		36,526,000株
払込金額		13,879,880,000円
割当先の内容	本店所在地	東京都中央区銀座八丁目4番17号
	代表者の氏名	柏木 斉
	資本の額	3,002百万円
	事業の内容	人材総合サービス事業、情報誌、インターネット、携帯端末を活用した商品とユーザーとのマッチングサービス事業
大株主		リクルート社員持株会(25.9%)
当社との関係	出資関係	当社が保有している取得者の株式の数 2,600千株
		取得者が保有している当社の株式の数 13,837千株
	取引関係等	広告掲載等
当該株券の保有に関する事項		新株式発行日より2年間において、当該割当新株式の全部又は一部を譲渡する場合は、その内容を当社に報告する旨の確約を依頼する予定であります。

(注) 1. 資本の額、大株主及び出資関係の欄は、平成17年3月31日(木)現在におけるものであります。

2. 取引関係等の欄は平成17年3月期におけるものであります。

〔上記Ⅲ.の普通株式割当先〕

割当予定先の氏名又は名称		Unison Capital Partners II (F), L.P.
割当株数		34,368,000株
払込金額		4,811,520,000円
割当先の内容	本店所在地	UBS House, 227 Elgin Avenue P.O. BOX 852GT, Grand Cayman, Cayman Islands
	代表者の氏名	ユニゾン・キャピタル・ジェネラル・パートナーズⅡ(F)・エル・ピー
	資本の額	—
	事業の内容	投資業
大株主		—
当社との関係	出資関係	当社が保有している取得者の株式の数 —
		取得者が保有している当社の株式の数 —
	取引関係等	該当事項はありません。
当該株券の保有に関する事項		新株式発行日より2年間において、当該割当新株式の全部又は一部を譲渡する場合は、その内容を当社に報告する旨の確約を依頼する予定であります。

(注) 資本の額、大株主及び出資関係の欄は、平成17年5月20日(金)現在におけるものであります。

割当予定先の氏名又は名称		Unison Capital Partners II,L.P.
割当株数		26,345,000 株
払込金額		3,688,300,000 円
割当先の内容	本店所在地	UBS House,227 Elgin Avenue P.O.BOX 852GT, Grand Cayman,Cayman Islands
	代表者の氏名	ユニゾン・キャピタル・ジェネラル・パートナーズII・エル・ピー
	資本の額	—
	事業の内容	投資業
	大株主	—
当社との関係	出資関係	当社が保有している取得者の株式の数 取得者が保有している当社の株式の数
	取引関係等	該当事項はありません。
	当該株券の保有に関する事項	新株式発行日より2年間において、当該割当新株式の全部又は一部を譲渡する場合は、その内容を当社に報告する旨の確約を依頼する予定であります。

(注) 資本の額、大株主及び出資関係の欄は、平成 17 年5月 20 日(金)現在におけるものであります。

割当予定先の氏名又は名称		UC Astro Investor,L.P.
割当株数		3,572,000 株
払込金額		500,080,000 円
割当先の内容	本店所在地	UBS House,227 Elgin Avenue P.O.BOX 852GT, Grand Cayman,Cayman Islands
	代表者の氏名	ユニゾン・キャピタル・ジェネラル・パートナーズII・エル・ピー
	資本の額	—
	事業の内容	投資業
	大株主	—
当社との関係	出資関係	当社が保有している取得者の株式の数 取得者が保有している当社の株式の数
	取引関係等	該当事項はありません。
	当該株券の保有に関する事項	新株式発行日より2年間において、当該割当新株式の全部又は一部を譲渡する場合は、その内容を当社に報告する旨の確約を依頼する予定であります。

(注) 資本の額、大株主及び出資関係の欄は、平成 17 年5月 20 日(金)現在におけるものであります。

【1回 A 種優先株式割当先】

割当予定先の氏名又は名称		東京海上日動火災保険株式会社
割当株数		4,500,000 株
払込金額		4,500,000,000 円
割当先の内容	本店所在地	東京都千代田区丸の内一丁目 2 番 1 号
	代表者の氏名	取締役社長 石原 邦夫
	資本の額	101,994 百万円
	事業の内容	損害保険業
	大株主	株式会社ミレアホールディングス(100%)
当社との関係	出資関係	当社が保有している取得者の株式の数 取得者が保有している当社の株式の数
		なし なし
	取引関係等	保険引受等

- (注) 1. 資本の額、大株主及び出資関係の欄は、平成 17 年 3 月 31 日(木)現在のものであります。
2. 取引関係等の欄は平成 17 年 3 月期におけるものであります。

割当予定先の氏名又は名称		株式会社あおぞら銀行
割当株数		4,000,000 株
払込金額		4,000,000,000 円
割当先の内容	本店所在地	東京都千代田区九段南一丁目 3 番 1 号
	代表者の氏名	取締役社長 水上 博和
	資本の額	419,781 百万円
	事業の内容	銀行業
	大株主	サーベラス エヌシービー アクイジション エルピー ジェネラル・パートナー サーベラス・アオゾラ・ジーピー・エルエルシー (61.84%)
当社との関係	出資関係	当社が保有している取得者の株式の数 取得者が保有している当社の株式の数
		なし 690 千株
	取引関係等	資金借入先

- (注) 1. 資本の額、大株主及び出資関係の欄は、平成 17 年 3 月 31 日(木)現在のものであります。
2. 取引関係等の欄は平成 17 年 3 月期におけるものであります。

割当予定先の氏名又は名称		中央三井プライベートエクイティ第一号投資事業組合
割当株数		1,500,000 株
払込金額		1,500,000,000 円
割当先の内容	本店所在地	東京都中央区日本橋室町三丁目 2 番 8 号
	代表者の氏名	業務執行組合員 中央三井キャピタル株式会社
	資本の額	—
	事業の内容	投資業
	大株主	—
当社との関係	出資関係	当社が保有している取得者の株式の数 取得者が保有している当社の株式の数
		なし なし
	取引関係等	なし

- (注) 資本の額、大株主及び出資関係の欄は、平成 17 年 5 月 26 日(木)現在のものであります。

割当予定先の氏名又は名称		マスミューチャル生命保険株式会社
割当株数		400,000 株
払込金額		400,000,000 円
割当先の内容	本店所在地	東京都渋谷区桜丘町26-1
	代表者の氏名	代表取締役社長 平野 秀三
	資本の額	14,000 百万円
	事業の内容	生命保険業
	大株主	マスミューチャル インターナショナル インク (85.7%)
当社との関係	出資関係	当社が保有している取得者の株式の数 取得者が保有している当社の株式の数
		なし なし
	取引関係等	なし

(注) 資本の額、大株主及び出資関係の欄は、平成 16 年3月 31 日(水)現在のものです。

割当予定先の氏名又は名称		メリルリンチ日本証券株式会社
割当株数		100,000 株
払込金額		100,000,000 円
割当先の内容	本店所在地	東京都中央区日本橋一丁目 4 番 1 号日本橋一丁目ビルディング
	代表者の氏名	小林 いずみ
	資本の額	87,768 百万円
	事業の内容	証券業
	大株主	Merrill Lynch International, Inc.(100%)
当社との関係	出資関係	当社が保有している取得者の株式の数 取得者が保有している当社の株式の数
		なし なし
	取引関係等	なし

(注) 資本の額、大株主及び出資関係の欄は、平成 17 年5月 20 日(金)現在のものです。

割当予定先の氏名又は名称		AIG エジソン生命保険株式会社
割当株数		500,000 株
払込金額		500,000,000 円
割当先の内容	本店所在地	東京都中央区晴海 1 丁目 8 番 10 号
	代表者の氏名	代表取締役社長 片岡 一則
	資本の額	66,509 百万円
	事業の内容	生命保険業
	大株主	アメリカン・インターナショナル・リインシュアランス・カンパニー・リミテッド(90%)
当社との関係	出資関係	当社が保有している取得者の株式の数 取得者が保有している当社の株式の数
		なし なし
	取引関係等	なし

(注) 資本の額、大株主及び出資関係の欄は、平成 16 年9月 30 日(木)現在のものです。

割当予定先の氏名又は名称		エイアイジー・スター生命保険株式会社
割当株数		500,000 株
払込金額		500,000,000 円
割当先の内容	本店所在地	東京都中央区晴海 1 丁目 8 番 12 号
	代表者の氏名	代表取締役社長 ゴードン・ワトソン
	資本の額	30,000 百万円
	事業の内容	生命保険業
	大株主	NHIG HOLDING CORP. (100%)
当社との関係	出資関係	当社が保有している取得者の株式の数 取得者が保有している当社の株式の数
		なし なし
	取引関係等	なし

(注) 資本の額、大株主及び出資関係の欄は、平成 17 年 9 月 30 日(木)現在のものです。

〔B種優先株式割当先〕

割当予定先の氏名又は名称		株式会社東京スター銀行
割当株数		3,500,000 株
払込金額		3,500,000,000 円
割当先の内容	本店所在地	東京都港区赤坂一丁目6番 16 号
	代表者の氏名	代表執行役CEO タッド・バッジ
	資本の額	21,000 百万円
	事業の内容	銀行業
	大株主	LSF-TS Holdings, S.C.A (47.81%) LSF Tokyo Star Holdings, S.C.A (47.81%)
当社との関係	出資関係	当社が保有している取得者の株式の数 取得者が保有している当社の株式の数
		なし なし
	取引関係等	資金借入金

(注) 1. 資本の額、大株主及び出資関係の欄は、平成 17 年 3 月 31 日(木)現在のものです。

2. 取引関係等の欄は平成 17 年 3 月期におけるものです。

割当予定先の氏名又は名称		中央三井プライベートエクイティパートナーズ 投資事業有限責任組合
割当株数		2,000,000 株
払込金額		2,000,000,000 円
割当先の内容	本店所在地	東京都中央区日本橋室町三丁目 2 番 8 号
	代表者の氏名	業務執行組合員 中央三井キャピタル株式会社
	資本の額	—
	事業の内容	投資業
	大株主	—
当社との関係	出資関係	当社が保有している取得者の株式の数 取得者が保有している当社の株式の数
		なし なし
	取引関係等	なし

(注) 資本の額、大株主及び出資関係の欄は、平成 17 年 5 月 26 日(木)現在のものです。

割当予定先の氏名又は名称		オリックス株式会社
割当株数		1,500,000 株
払込金額		1,500,000,000 円
割当先の内容	本店所在地	東京都港区浜松町2丁目4番1号
	代表者の氏名	代表執行役社長 藤木 保彦
	資本の額	73,100 百万円
	事業の内容	法人金融サービス事業、不動産関連事業他
	大株主	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口) (10.69%)
当社との関係	出資関係	当社が保有している取得者の株式の数 取得者が保有している当社の株式の数
	取引関係等	なし
		なし

(注) 資本の額、大株主及び出資関係の欄は、平成 17 年3月 31 日(木)現在のものです。

割当予定先の氏名又は名称		株式会社あおぞら銀行
割当株数		1,000,000 株
払込金額		1,000,000,000 円
割当先の内容	本店所在地	東京都千代田区九段南一丁目 3 番 1 号
	代表者の氏名	取締役社長 水上 博和
	資本の額	419,781 百万円
	事業の内容	銀行業
	大株主	サーベラス エヌシービー アクイジション エルピー ジェネラル・パートナー サーベラス・アオゾラ・ジーピー・エルエルシー (61.84%)
当社との関係	出資関係	当社が保有している取得者の株式の数 取得者が保有している当社の株式の数
	取引関係等	なし 690 千株 資金借入先
		なし

(注) 1. 資本の額、大株主及び出資関係の欄は、平成 17 年3月 31 日(木)現在のものです。
2. 取引関係等の欄は平成 17 年3月期におけるものです。

割当予定先の氏名又は名称		中央三井プライベートエクイティ第一号投資事業組合
割当株数		1,000,000 株
払込金額		1,000,000,000 円
割当先の内容	本店所在地	東京都中央区日本橋室町三丁目 2 番 8 号
	代表者の氏名	業務執行組合員 中央三井キャピタル株式会社
	資本の額	—
	事業の内容	投資業
	大株主	—
当社との関係	出資関係	当社が保有している取得者の株式の数 取得者が保有している当社の株式の数
	取引関係等	なし なし なし
		なし

(注) 資本の額、大株主及び出資関係の欄は、平成 17 年5月 26 日(木)現在のものです。

割当予定先の氏名又は名称		メリルリンチ日本証券株式会社
割当株数		400,000 株
払込金額		400,000,000 円
割当先の内容	本店所在地	東京都中央区日本橋一丁目4番1号日本橋一丁目ビルディング
	代表者の氏名	小林 いずみ
	資本の額	87,768 百万円
	事業の内容	証券業
大株主		Merrill Lynch International, Inc. (100%)
当社との関係	出資関係	当社が保有している取得者の株式の数 取得者が保有している当社の株式の数
		なし なし
	取引関係等	なし

(注) 資本の額、大株主及び出資関係の欄は、平成 17 年 5 月 20 日(金)現在のものです。

割当予定先の氏名又は名称		AIG エジソン生命保険株式会社
割当株数		350,000 株
払込金額		350,000,000 円
割当先の内容	本店所在地	東京都中央区晴海 1 丁目 8 番 10 号
	代表者の氏名	代表取締役社長 片岡 一則
	資本の額	66,509 百万円
	事業の内容	生命保険業
大株主		アメリカン・インターナショナル・リインシュアランス・カンパニー・リミテッド(90%)
当社との関係	出資関係	当社が保有している取得者の株式の数 取得者が保有している当社の株式の数
		なし なし
	取引関係等	なし

(注) 資本の額、大株主及び出資関係の欄は、平成 17 年 9 月 30 日(木)現在のものです。

割当予定先の氏名又は名称		エイアイジー・スター生命保険株式会社
割当株数		350,000 株
払込金額		350,000,000 円
割当先の内容	本店所在地	東京都中央区晴海 1 丁目 8 番 12 号
	代表者の氏名	代表取締役社長 ゴードン・ワトソン
	資本の額	30,000 百万円
	事業の内容	生命保険業
大株主		NHIG HOLDING CORP. (100%)
当社との関係	出資関係	当社が保有している取得者の株式の数 取得者が保有している当社の株式の数
		なし なし
	取引関係等	なし

(注) 資本の額、大株主及び出資関係の欄は、平成 16 年 9 月 30 日(木)現在のものです。

〔C種優先株式割当先〕

割当予定先の氏名又は名称		中央三井プライベートエクイティパートナーズ 投資事業有限責任組合
割当株数		2,000,000株
払込金額		2,000,000,000円
割当先 の内容	本店所在地	東京都中央区日本橋室町三丁目2番8号
	代表者の氏名	業務執行組合員 中央三井キャピタル株式会社
	資本の額	—
	事業の内容	投資業
	大株主	—
当社と の関係	出資 関係	当社が保有している取得者の株式の数 なし 取得者が保有している当社の株式の数 なし
	取引関係等	なし

(注) 資本の額、大株主及び出資関係の欄は、平成17年5月26日(木)現在のものです。

割当予定先の氏名又は名称		株式会社あおぞら銀行
割当株数		500,000株
払込金額		500,000,000円
割当先 の内容	本店所在地	東京都千代田区九段南一丁目3番1号
	代表者の氏名	取締役社長 水上 博和
	資本の額	419,781百万円
	事業の内容	銀行業
	大株主	サーベラス エヌシービー アクイジション エルピー ジェネラル・パートナー サーベラス・アオゾラ・ジーピー・エルエルシー (61.84%)
当社と の関係	出資 関係	当社が保有している取得者の株式の数 なし 取得者が保有している当社の株式の数 690千株
	取引関係等	資金借入先

(注) 1. 資本の額、大株主及び出資関係の欄は、平成17年3月31日(木)現在のものです。

2. 取引関係等の欄は平成17年3月期におけるものです。

割当予定先の氏名又は名称		オリックス株式会社
割当株数		500,000株
払込金額		500,000,000円
割当先 の内容	本店所在地	東京都港区浜松町2丁目4番1号
	代表者の氏名	代表執行役社長 藤木 保彦
	資本の額	73,100百万円
	事業の内容	法人金融サービス事業、不動産関連事業他
	大株主	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口) (10.69%)
当社と の関係	出資 関係	当社が保有している取得者の株式の数 なし 取得者が保有している当社の株式の数 なし
	取引関係等	なし

(注) 資本の額、大株主及び出資関係の欄は、平成17年3月31日(木)現在のものです。

割当予定先の氏名又は名称		東京海上日動火災保険株式会社
割当株数		500,000 株
払込金額		500,000,000 円
割当先の内容	本店所在地	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号
	代表者の氏名	取締役社長 石原 邦夫
	資本の額	101,994 百万円
	事業の内容	損害保険業
	大株主	株式会社ミレアホールディングス(100%)
当社との関係	出資関係	当社が保有している取得者の株式の数 取得者が保有している当社の株式の数
	取引関係等	なし なし 保険引受等

- (注) 1. 資本の額、大株主及び出資関係の欄は、平成 17 年3月 31 日(木)現在のものであります。
2. 取引関係等の欄は平成 17 年3月期におけるものであります。

割当予定先の氏名又は名称		中央三井プライベートエクイティ第一号投資事業組合
割当株数		500,000 株
払込金額		500,000,000 円
割当先の内容	本店所在地	東京都中央区日本橋室町三丁目2番8号
	代表者の氏名	業務執行組合員 中央三井キャピタル株式会社
	資本の額	—
	事業の内容	投資業
	大株主	—
当社との関係	出資関係	当社が保有している取得者の株式の数 取得者が保有している当社の株式の数
	取引関係等	なし なし なし

- (注) 資本の額、大株主及び出資関係の欄は、平成 17 年5月 26 日(木)現在のものであります。

【第1回新株予約権割当先】

割当予定先の氏名又は名称		東京海上日動火災保険株式会社
割当新株予約権数		3,467 個
払込金額		0 円
割当先の内容	本店所在地	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号
	代表者の氏名	取締役社長 石原 邦夫
	資本の額	101,994 百万円
	事業の内容	損害保険業
	大株主	株式会社ミレアホールディングス(100%)
当社との関係	出資関係	当社が保有している取得者の株式の数 取得者が保有している当社の株式の数
	取引関係等	なし なし 保険引受等
	新株予約権の目的となる株式の保有に関する事項	割当新株予約権の行使により発行された株式の全部又は一部を、本新株予約権の発行日より2年間において譲渡する場合は、その内容を当社に報告する旨の確約を依頼する予定であります。

- (注) 1. 資本の額、大株主及び出資関係の欄は、平成 17 年3月 31 日(木)現在のものであります。

2. 取引関係等の欄は平成 17 年3月期におけるものであります。

割当予定先の氏名又は名称		株式会社あおぞら銀行
割当新株予約権数		3,082 個
払込金額		0 円
割当先の内容	本店所在地	東京都千代田区九段南一丁目 3 番 1 号
	代表者の氏名	取締役社長 水上 博和
	資本の額	419,781 百万円
	事業の内容	銀行業
	大株主	サーベラス エヌシーピー アクイジション エルピー ジェネラル・パートナー サーベラス・アオゾラ・ジーピー・エルエルシー (61.84%)
当社との関係	出資関係	当社が保有している取得者の株式の数 取得者が保有している当社の株式の数
		なし 690 千株
	取引関係等	資金借入先
新株予約権の目的となる株式の保有に関する事項		割当新株予約権の行使により発行された株式の全部又は一部を、本新株予約権の発行日より2年間において譲渡する場合は、その内容を当社に報告する旨の確約を依頼する予定であります。

(注) 1. 資本の額、大株主及び出資関係の欄は、平成 17 年3月 31 日(木)現在のものであります。

2. 取引関係等の欄は平成 17 年3月期におけるものであります。

割当予定先の氏名又は名称		中央三井プライベートエクイティ第一号投資事業組合
割当新株予約権数		1,156 個
払込金額		0 円
割当先の内容	本店所在地	東京都中央区日本橋室町三丁目 2 番 8 号
	代表者の氏名	業務執行組合員 中央三井キャピタル株式会社
	資本の額	—
	事業の内容	投資業
	大株主	—
当社との関係	出資関係	当社が保有している取得者の株式の数 取得者が保有している当社の株式の数
		なし なし
	取引関係等	なし
新株予約権の目的となる株式の保有に関する事項		割当新株予約権の行使により発行された株式の全部又は一部を、本新株予約権の発行日より2年間において譲渡する場合は、その内容を当社に報告する旨の確約を依頼する予定であります。

(注) 資本の額、大株主及び出資関係の欄は、平成 17 年5月 26 日(木)現在のものであります。

割当予定先の氏名又は名称		AIG エジソン生命保険株式会社
割当新株予約権数		385 個
払込金額		0 円
割当先の内容	本店所在地	東京都中央区晴海 1 丁目 8 番 10 号
	代表者の氏名	代表取締役社長 片岡 一則
	資本の額	66,509 百万円
	事業の内容	生命保険業
	大株主	アメリカン・インターナショナル・リインシュアランス・カンパニー・リミテッド(90%)
当社との関係	出資関係	当社が保有している取得者の株式の数 取得者が保有している当社の株式の数
	取引関係等	なし
	新株予約権の目的となる株式の保有に関する事項	割当新株予約権の行使により発行された株式の全部又は一部を、本新株予約権の発行日より2年間において譲渡する場合は、その内容を当社に報告する旨の確約を依頼する予定であります。

(注) 資本の額、大株主及び出資関係の欄は、平成 16 年9月 30 日(木)現在のものであります。

割当予定先の氏名又は名称		エイアイジー・スター生命保険株式会社
割当新株予約権数		385 個
払込金額		0 円
割当先の内容	本店所在地	東京都中央区晴海 1 丁目 8 番 12 号
	代表者の氏名	代表取締役社長 ゴードン・ワトソン
	資本の額	30,000 百万円
	事業の内容	生命保険業
	大株主	NHIG HOLDING CORP. (100%)
当社との関係	出資関係	当社が保有している取得者の株式の数 取得者が保有している当社の株式の数
	取引関係等	なし
	新株予約権の目的となる株式の保有に関する事項	割当新株予約権の行使により発行された株式の全部又は一部を、本新株予約権の発行日より2年間において譲渡する場合は、その内容を当社に報告する旨の確約を依頼する予定であります。

(注) 資本の額、大株主及び出資関係の欄は、平成 16 年9月 30 日(木)現在のものであります。

割当予定先の氏名又は名称		マスミューチャル生命保険株式会社
割当新株予約権数		308 個
払込金額		0 円
割当先の内容	本店所在地	東京都渋谷区桜丘町26-1
	代表者の氏名	代表取締役社長 平野 秀三
	資本の額	14,000 百万円
	事業の内容	保険業
	大株主	マスミューチャル インターナショナル インク (85.7%)
当社との関係	出資関係	当社が保有している取得者の株式の数 取得者が保有している当社の株式の数
	取引関係等	なし
	新株予約権の目的となる株式の保有に関する事項	割当新株予約権の行使により発行された株式の全部又は一部を、本新株予約権の発行日より2年間において譲渡する場合は、その内容を当社に報告する旨の確約を依頼する予定であります。

(注) 資本の額、大株主及び出資関係の欄は、平成 16 年3月 31 日(水)現在のものです。

割当予定先の氏名又は名称		メルリンチ日本証券株式会社
割当新株予約権数		77 個
払込金額		0 円
割当先の内容	本店所在地	東京都中央区日本橋一丁目 4 番 1 号日本橋一丁目ビルディング
	代表者の氏名	小林いずみ
	資本の額	87,768 百万円
	事業の内容	証券業
	大株主	メルリンチ・インターナショナル・インコーポレーテッド(100%)
当社との関係	出資関係	当社が保有している取得者の株式の数 取得者が保有している当社の株式の数
	取引関係等	なし
	新株予約権の目的となる株式の保有に関する事項	割当新株予約権の行使により発行された株式の全部又は一部を、本新株予約権の発行日より2年間において譲渡する場合は、その内容を当社に報告する旨の確約を依頼する予定であります。

(注) 資本の額、大株主及び出資関係の欄は、平成 17 年5月 20 日(金)現在のものです。

【第2回新株予約権割当先】

割当予定先の氏名又は名称		株式会社東京スター銀行
割当新株予約権数		1,806 個
払込金額		0 円
割当先の内容	本店所在地	東京都港区赤坂一丁目6番 16 号
	代表者の氏名	代表執行役CEO タッド・バッジ
	資本の額	21,000 百万円
	事業の内容	銀行業
	大株主	LSF-TS Holdings, S.C.A (47.81%) LSF Tokyo Star Holdings, S.C.A (47.81%)
当社との関係	出資関係	当社が保有している取得者の株式の数 取得者が保有している当社の株式の数
	取引関係等	資金借入金
	新株予約権の目的となる株式の保有に関する事項	割当新株予約権の行使により発行された株式の全部又は一部を、本新株予約権の発行日より2年間において譲渡する場合は、その内容を当社に報告する旨の確約を依頼する予定であります。

- (注) 1. 資本の額、大株主及び出資関係の欄は、平成 17 年3月 31 日(木)現在のものであります。
2. 取引関係等の欄は平成 17 年3月期におけるものであります。

割当予定先の氏名又は名称		中央三井プライベートエクイティパートナーズ 投資事業有限責任組合
割当新株予約権数		1,032 個
払込金額		0 円
割当先の内容	本店所在地	東京都中央区日本橋室町三丁目 2 番 8 号
	代表者の氏名	業務執行組合員 中央三井キャピタル株式会社
	資本の額	—
	事業の内容	投資業
	大株主	—
当社との関係	出資関係	当社が保有している取得者の株式の数 取得者が保有している当社の株式の数
	取引関係等	なし
	新株予約権の目的となる株式の保有に関する事項	割当新株予約権の行使により発行された株式の全部又は一部を、本新株予約権の発行日より2年間において譲渡する場合は、その内容を当社に報告する旨の確約を依頼する予定であります。

- (注) 資本の額、大株主及び出資関係の欄は、平成 17 年5月 26 日(木)現在のものであります。

割当予定先の氏名又は名称		オリックス株式会社
割当新株予約権数		774 個
払込金額		0 円
割当先の内容	本店所在地	東京都港区浜松町2丁目4番1号
	代表者の氏名	代表執行役社長 藤木 保彦
	資本の額	73,100 百万円
	事業の内容	法人金融サービス事業、不動産関連事業他
	大株主	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口) (10.69%)
当社との関係	出資関係	当社が保有している取得者の株式の数 取得者が保有している当社の株式の数
	取引関係等	なし
	新株予約権の目的となる株式の保有に関する事項	なし
新株予約権の目的となる株式の保有に関する事項		割当新株予約権の行使により発行された株式の全部又は一部を、本新株予約権の発行日より2年間において譲渡する場合は、その内容を当社に報告する旨の確約を依頼する予定であります。

(注) 資本の額、大株主及び出資関係の欄は、平成 17 年3月 31 日(木)現在のものです。

割当予定先の氏名又は名称		株式会社あおぞら銀行
割当新株予約権数		516 個
払込金額		0 円
割当先の内容	本店所在地	東京都千代田区九段南一丁目3番1号
	代表者の氏名	取締役社長 水上 博和
	資本の額	419,781 百万円
	事業の内容	銀行業
	大株主	サーベラス エヌシービー アクイジション エルピー ジェネラル・パートナー サーベラス・アオゾラ・ジーピー・エルエルシー (61.84%)
当社との関係	出資関係	当社が保有している取得者の株式の数 取得者が保有している当社の株式の数
	取引関係等	なし
	新株予約権の目的となる株式の保有に関する事項	690 千株
新株予約権の目的となる株式の保有に関する事項		資金借入先
新株予約権の目的となる株式の保有に関する事項		割当新株予約権の行使により発行された株式の全部又は一部を、本新株予約権の発行日より2年間において譲渡する場合は、その内容を当社に報告する旨の確約を依頼する予定であります。

(注) 1. 資本の額、大株主及び出資関係の欄は、平成 17 年3月 31 日(木)現在のものです。

2. 取引関係等の欄は平成 17 年3月期におけるものです。

割当予定先の氏名又は名称		中央三井プライベートエクイティ第一号投資事業組合
割当新株予約権数		516 個
払込金額		0 円
割当先の内容	本店所在地	東京都中央区日本橋室町三丁目 2 番 8 号
	代表者の氏名	業務執行組合員 中央三井キャピタル株式会社
	資本の額	—
	事業の内容	投資業
	大株主	—
当社との関係	出資関係	当社が保有している取得者の株式の数 取得者が保有している当社の株式の数
	取引関係等	なし
	新株予約権の目的となる株式の保有に関する事項	割当新株予約権の行使により発行された株式の全部又は一部を、本新株予約権の発行日より2年間において譲渡する場合は、その内容を当社に報告する旨の確約を依頼する予定であります。

(注) 資本の額、大株主及び出資関係の欄は、平成 17 年5月 26 日(木)現在のものです。

割当予定先の氏名又は名称		メルリンチ日本証券株式会社
割当新株予約権数		206 個
払込金額		0 円
割当先の内容	本店所在地	東京都中央区日本橋一丁目 4 番 1 号日本橋一丁目ビルディング
	代表者の氏名	小林いずみ
	資本の額	87,768 百万円
	事業の内容	証券業
	大株主	メルリンチ・インターナショナル・インコーポレーテッド(100%)
当社との関係	出資関係	当社が保有している取得者の株式の数 取得者が保有している当社の株式の数
	取引関係等	なし
	新株予約権の目的となる株式の保有に関する事項	割当新株予約権の行使により発行された株式の全部又は一部を、本新株予約権の発行日より2年間において譲渡する場合は、その内容を当社に報告する旨の確約を依頼する予定であります。

(注) 資本の額、大株主及び出資関係の欄は、平成 17 年5月 20 日(木)現在のものです。

割当予定先の氏名又は名称		AIG エジソン生命保険株式会社
割当新株予約権数		181 個
払込金額		0 円
割当先の内容	本店所在地	東京都中央区晴海 1 丁目 8 番 10 号
	代表者の氏名	代表取締役社長 片岡 一則
	資本の額	66,509 百万円
	事業の内容	生命保険業
	大株主	アメリカン・インターナショナル・リインシュアランス・カンパニー・リミテッド(90%)
当社との関係	出資関係	当社が保有している取得者の株式の数 取得者が保有している当社の株式の数
	取引関係等	なし
	新株予約権の目的となる株式の保有に関する事項	割当新株予約権の行使により発行された株式の全部又は一部を、本新株予約権の発行日より2年間において譲渡する場合は、その内容を当社に報告する旨の確約を依頼する予定であります。

(注) 資本の額、大株主及び出資関係の欄は、平成 16 年9月 30 日(木)現在のものであります。

割当予定先の氏名又は名称		エイアイジー・スター生命保険株式会社
割当新株予約権数		181 個
払込金額		0 円
割当先の内容	本店所在地	東京都中央区晴海 1 丁目 8 番 12 号
	代表者の氏名	代表取締役社長 ゴードン・ワトソン
	資本の額	30,000 百万円
	事業の内容	生命保険業
	大株主	NHIG HOLDING CORP. (100%)
当社との関係	出資関係	当社が保有している取得者の株式の数 取得者が保有している当社の株式の数
	取引関係等	なし
	新株予約権の目的となる株式の保有に関する事項	割当新株予約権の行使により発行された株式の全部又は一部を、本新株予約権の発行日より2年間において譲渡する場合は、その内容を当社に報告する旨の確約を依頼する予定であります。

(注) 資本の額、大株主及び出資関係の欄は、平成 16 年9月 30 日(木)現在のものであります。

以上